

種別	番号	事業名	場所
砂防設備 (災害関連緊急事業・激甚災害対策特別緊急事業)	75	八幡川支川 16	府中町八幡
	76	楠木谷川	海田町畝
	77	明飛川	海田町三迫
	78	西ノ谷川	海田町三迫
	79	西ノ谷川支川	海田町三迫
	80	三谷川	熊野町初神
	81	二河川支川 21	熊野町川角
	82	二河川支川 21 隣	熊野町川角
	83	熊野川支川 1	熊野町城之堀
	84	西ヶ岳川	熊野町出来庭
	85	熊野川支川 2	熊野町城之堀
	86	熊野川支川 36 隣	熊野町萩原
	87	椎川支川	熊野町城之堀
	88	滝ヶ谷川	熊野町城之堀
	89	堀之谷川	熊野町城之堀
	90	住田谷川隣	熊野町萩原
	91	苗渋川	熊野町萩原
	92	天地川	坂町小屋浦
	93	天地川支川 1	坂町小屋浦
	94	天地川支川 2	坂町小屋浦
	95	天地川支川 3	坂町小屋浦
	96	天地川支川 6	坂町小屋浦
	97	天地川支川 8	坂町小屋浦
	98	水落川	坂町水尻
	99	水落川隣	坂町水尻
	100	水尻川支川 3	坂町水尻
	101	水尻川支川 4	坂町水尻
	102	亀石川 2	坂町亀石山

※その他の整備箇所については砂防設備等の整備計画をご確認ください。

■広島圏域 防砂の施設（砂防設備等）の整備方針図（広島市を除く）



凡例

都市計画区域	
急傾斜地崩壊防止施設	
砂防設備(通常砂防事業)	
砂防設備 (災害関連緊急事業・ 激甚災害対策特別緊急事業)	

■広島圏域 防砂の施設（砂防設備等）の整備方針図（広島市拡大図）



凡例

都市計画区域	
急傾斜地崩壊防止施設	
砂防設備(通常砂防事業)	
砂防設備 (災害関連緊急事業・ 激甚災害対策特別緊急事業)	

(4) その他の都市施設の都市計画の決定の方針

日常生活サービス機能が維持された都市環境の形成に向け、次の定める整備方針に基づき、都市生活に必要な不可欠な情報通信インフラや供給処理施設等の都市施設の整備を推進します。

a 整備方針

持続可能な都市経営の実現に向けて、情報通信インフラは、デジタル技術とデータなどを活用した都市や地域の課題解決や、新しい生活様式の対応に不可欠な都市施設です。そのため県内全域で、新しい生活様式の実践に必要な通信速度を提供可能な光ファイバ網をはじめとする超高速ブロードバンド基盤等の整備等を推進します。

また、ごみ焼却場などの供給処理施設や市場等は、衛生的な都市生活を支える不可欠な都市施設です。そのため、地域住民や関係者間の合意形成のもと、社会的費用の負担や環境負荷の低減に配慮し、周辺土地利用や交通施設などの都市計画との整合を図りながら適切な配置を定め、整備を図ります。

b 整備目標

広島圏域において、整備方針に基づき、概ね10年以内に整備（継続を含む）を行う主要な施設を次のとおり設定します。

種別	番号	事業名	場所
電気通信事業用施設	—	情報通信基盤整備	全域
供給処理施設	1	広島中央エコパーク	東広島市
	2	新ごみ処理施設整備事業（中継施設）	大崎上島町
市場	3	新中央市場	広島市

■広島圏域 その他の都市施設の整備方針図



第3節 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針

(1) 基本方針

広島圏域においては、広島市、東広島市で人口増加傾向が続くものの、将来的には圏域全体で人口減少が想定されており、一部の市町では既にD I D人口密度が低下するなど、市街地の低密度化が進行しています。市街地の低密度化が進行し、生活サービスの提供に必要な人口規模の維持が困難となれば、サービスの縮小・撤退によって生活利便性や活力の低下等をもたらすおそれがあるため、一定の人口密度を維持し持続可能な都市としていく必要があります。

人口増加が予測される東広島市においても商業施設の郊外への立地が見受けられるほか、広島市でも中心市街地において空き地やコインパーキング等の低未利用地が無秩序に発生するなど、都市機能の郊外への拡散や市街地のスポンジ化の進行によって、中心市街地の活力の低下が懸念されています。

広島圏域を「活力」「魅力」に満ちあふれた都市とするため、市街地開発事業を次のような地区において検討します。ただし、人口減少社会を踏まえ、新市街地の整備に係る土地区画整理事業については慎重に検討を行います。

【土地区画整理事業】

- 点在する空き地や低未利用地を集約して、まとまった規模の敷地を創出するなど、都市機能の充実を図る地区
- 既成市街地で、土地の高度利用、老朽建築物の更新、中心市街地活性化、密集市街地の改善などの課題に取り組む地区
- 敷地の再編・拡張や道路などの都市基盤の再編・充実に取り組む地区
- 工場移転などに伴い大規模な跡地の発生が見込まれる地区
- 企業誘致や観光振興など、地域の新たな都市機能の拠点形成を目的とした地区

【市街地再開発事業】

- 市街地内の都市機能の低下がみられる地域において、土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図る地区

市街地開発事業の実施にあたっては、NPO法人や住民、行政などの協働によるまちづくりを進めるほか、事業展開に応じて、適切な宅地の利用により目指すべき市街地の形成や良好な都市環境の保全が図られるよう、地区計画等の活用も併せて検討します。

また、空き家等の既存ストックや低未利用地等の有効活用、空間再編や敷地整序等のニーズに対応した小規模で柔軟な区画整理など、多様な手法を地域特性に応じて適切に選択、活用して、既成市街地の合理的かつ健全な土地利用と都市施設及び都市機能の充実・更新を図っていきます。

なお、市街地開発事業が長期化もしくは未着手になっている案件については、「長期未着手市街地開発事業（土地区画整理事業）の見直し基本方針」に基づき、代替手法等の可能性も含めて見直しを行います。

(2) 主要な市街地開発事業の決定の方針

① 中枢拠点における主要な市街地開発事業の決定の方針

広島市の中心部において、戦後復興期や高度経済成長期に建設された建築物の多くが老朽化

し、更新時期を迎えることを契機として、市街地開発事業等により、中枢拠点にふさわしい高次都市機能の集積と、圏域の社会経済活動を牽引し、活力を生み出す市街地形成を促進します。

都市再生緊急整備地域に指定されている広島都心地域においては、都市再生特別地区や高度利用型地区計画などを活用し、建築制限の緩和により、更新時期を迎える建築物の建替えの促進や、土地の高度利用を図ります。さらに、特定都市再生緊急整備地域に指定されている区域においては、国際競争力の強化に資する市街地開発事業を促進します。

一方で、敷地内に有効な空地を確保することによって、人々が気軽に集い交流できるオープンスペースの創出を促進するなど、民間活力を活用した都心空間のリニューアルを進めます。また、中心市街地への自動車流入を抑制し、公共交通への利用転換や歩行者優先の安全で快適に移動できる都市構造への転換を図るため、駐車場附置義務条例の見直しなどにより、まちなかを車中心から人中心の空間へと転換し、居心地が良く歩きたくなるまちなかを創出します。

西広島駅周辺及び向洋駅周辺地区においては、既成市街地の再編による健全な市街地環境の創出や交通結節機能の強化等に向けて、官民が連携して市街地開発事業等を推進します。

② 広域拠点及び地域拠点における主要な市街地開発事業の決定の方針

広域拠点では、官公庁施設・商業業務施設などの集積を活かしつつ、JR駅などの交通結節点周辺等において市街地開発事業により一層の拠点性の向上を図ります。

このため、八本松駅周辺地区（東広島市）において、土地区画整理事業により交通結節点の強化及び健全な市街地環境の形成を図ります。また、呉駅周辺地域については、駅、港を含む当該地域全体を呉市内及び広域都市間の総合交通拠点として機能整備を推進するとともに、賑わいとまちなか居住を誘導するコンパクトシティ形成の核として、主要な都市機能を備える「心地よく過ごせるまちなか」の形成を図ります。

地域拠点やその他の地域においては、既存ストックが集積する中心市街地や、中心市街地周辺で交通ネットワークの整備等により開発圧力が高まっている地区において、都市基盤整備や土地の高度利用等を目的とした市街地開発事業を推進します。

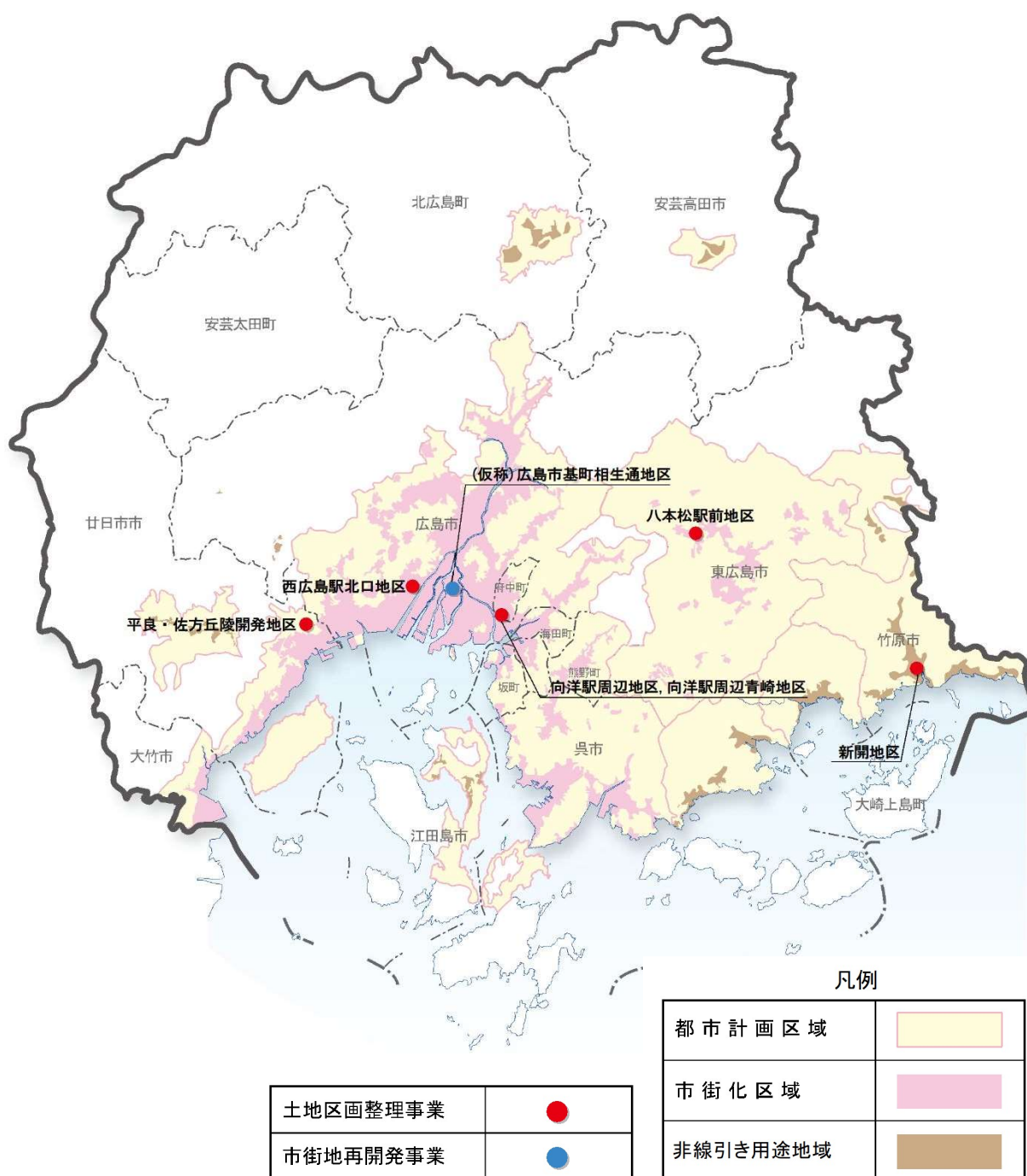
このため、竹原市の中心市街地に近く、ミニ開発等により市街化の進展が想定される新開地区（竹原市）において、土地区画整理事業により都市基盤整備を進め、健全な市街地環境の形成と土地利用の増進を図ります。また、平良・佐方丘陵開発地区（廿日市市）においては(一)廿日市環状線の整備と合わせ、平良地区では廿日市市の新たな魅力を創造する拠点づくりを目的とする観光・交流施設、工業施設用地等を確保する土地区画整理事業を実施し、JR廿日市駅に近接する立地条件に恵まれた丘陵地である佐方地区では、そのポテンシャルを活かした適切な事業を誘導することで、都市機能の充実を図ります。

(3) 市街地整備の目標

広島圏域において、概ね10年以内に実施（着手、継続及び完了を含む。）する主要な市街地開発事業等を次のとおり設定します。

番号	事業名	場所	
1	(仮称)広島市基町相生通地区第一種市街地再開発事業	広島市	中区
2	向洋駅周辺青崎土地区画整理事業	広島市	南区
	向洋駅周辺土地区画整理事業	府中町	J R 向洋駅周辺一帯
3	西広島駅北口土地区画整理事業	広島市	西区
4	新開土地区画整理事業	竹原市	竹原町, 下野町
5	八本松駅前土地区画整理事業	東広島市	八本松町飯田、原
6	廿日市市新機能都市開発事業 (平良・佐方丘陵開発地区)	廿日市市	上平良外

■広島圏域 市街地開発事業等の整備方針図



第4節 安全・安心な暮らしに関する都市計画の決定の方針

(1) 基本方針

平成26年8月豪雨や平成30年7月豪雨などの激甚化する自然災害の状況を踏まえ、防災施設整備や住民の避難体制の構築などハード・ソフトの両面から防災・減災対策を推進するとともに、災害リスクの高い区域からの災害リスクの低い土地への居住誘導を図ることで、安全・安心に暮らせる都市を実現していきます。

また、交通ネットワークの強靱化及び代替機能の向上を図るほか、密集市街地における都市防災の強化、地球環境への負荷を低減する都市の低炭素化、誰もが安全で快適に移動できる都市空間の形成などによって、安全・安心な暮らしの実現に向けた都市づくりを推進します。

市町で作成する立地適正化計画における居住誘導区域には、原則として土砂災害特別警戒区域などの災害リスクの高い区域を含まないものとします。また、立地適正化計画の記載事項として「防災指針」を追加し、居住誘導区域内などで行う防災対策・安全確保策を定めるものとします。

(2) 激甚化する自然災害や南海トラフ地震等の広域災害に対する方針

① 災害リスクの高い区域における都市的土地利用の制限

a 線引き都市計画区域

市街化区域内において、災害リスクの高い区域が含まれる場合は、地域の実情に応じて、住民の避難体制の構築、地区計画による住民と連携した土地利用の誘導、防災工事などハード・ソフト対策が一体となった総合的な防災・減災対策の実施を推進します。

市街化区域内の災害リスクの高い区域については、安全な暮らしを確保していくために、土砂災害特別警戒区域などの指定状況と農業などの土地利用状況を考慮し、立地適正化計画における位置付けや各種災害への対策状況などを踏まえつつ、市街化調整区域へ編入することを基本的な考え方とし、市町と連携の上、居住者等の合意形成を図りながら、段階的な市街化調整区域への編入を推進します。特に、市街化区域の低未利用地における土砂災害特別警戒区域については、災害リスクの将来的な変化を見据えつつ、速やかに市街化調整区域への編入を推進します。

市街化調整区域から新たに市街化区域へ編入を行う場合、土砂災害特別警戒区域などの災害リスクが高い区域については、市街化区域への編入は行わないこととします。

市街化調整区域において、地区計画を活用し開発行為を行う場合は、原則、地区計画を策定する区域に土砂災害特別警戒区域など災害リスクの高い区域を含めないこととし、さらに、開発行為により新たに災害リスクの高い区域が生じないように、事前に調整を図ることとします。既に地区計画が策定されている区域において、災害リスクの高い区域が含まれている場合は、必要に応じ、地区計画の変更により、その区域を建築・開発行為を規制する区域として位置付けることとします。

b 非線引き都市計画区域

用途地域が定められていない区域のうち、現に宅地化していない区域に新たに用途地域を指定する場合は、原則として、その区域に土砂災害特別警戒区域などの災害リスクの高い区域を含まないこととします。既に用途地域が指定されている区域において、災害リスクの高い区域

が含まれている場合は、必要に応じ、用途地域の縮小を含めた区域の見直しや地区計画の活用による土地利用規制の導入を推進します。

用途地域が定められていない区域のうち、現に宅地化していない区域に新たに地区計画を策定する場合は、原則として、その区域に災害リスクの高い区域を含まないこととします。既に地区計画が策定されている区域において、災害リスクの高い区域が含まれている場合は、必要に応じ、地区計画の変更により、その区域を建築・開発行為を規制する区域として位置付けることとします。

c 開発許可制度

開発許可制度の適切な運用により、原則として新たに開発行為を行う区域に災害リスクの高い区域を含まない計画や、開発行為により新たに災害リスクの高い区域が生じない計画とするなど、良好かつ安全な市街地の形成を推進します。

② 防災・減災のための施設整備

土砂災害警戒区域や土砂災害特別警戒区域においては、土砂災害を防止するための砂防堰堤等の施設整備を推進します。あわせて、土砂流出や洪水などの自然災害を防止する保水機能を有する森林や、雨水の流出抑制機能を有する緑地や農地などの適切な保全を行います。

洪水または内水による浸水リスクが高い区域においては、洪水・内水被害を防ぐため、河川改修や下水道整備などを推進します。一定規模以上の開発行為が行われる場合には雨水の急激な流出を抑制するため、必要に応じて調整池を設置することとします。

津波または高潮による浸水リスクが高い区域においては、高潮・津波被害を防ぐため、防潮堤や避難施設などの整備を推進します。

③ 災害に強い市街地の形成

震災時に火災・爆発などの二次的被害を引き起こす可能性を有する工場などは、被害の拡大防止を図るため、住宅などとの混在が生じないように、住居系、商業系用途地域の指定、特別用途地区の指定、地区計画による用途制限などにより、立地のコントロールを図ります。あわせて、既に住宅と工場などが混在する地域では、火災による延焼の危険性を低減するための建築物の不燃化、延焼遮断機能や避難機能などを有する道路、公園などの整備を推進します。

密集市街地においては、道路・公園などの整備や、市街地開発事業などの活用により、交通機能の向上や周辺環境の改善を図り、土地利用の可能性を拡大させ、民間の建築活動の誘発を図ります。あわせて、防火地域の指定などの土地利用規制により不燃化を促進することで、都市基盤施設と建築物が一体となった延焼遮断機能や避難機能などの防災機能、地域の生活拠点機能、環境改善機能を併せ持つ防災環境軸の形成を推進します。

地震・火災などの災害時に、広域的な避難及び救援活動を円滑に行うため、広域的なアクセス条件に留意しつつ、都市基幹公園の適切な配置及び整備を推進します。避難地となる公園・緑地については、災害に対する安全性や防災性を確保し、必要に応じてハード整備を行います。

また、市街地などにおける災害時の避難活動を円滑に行うため、一次避難地となる住区基幹公園の適正な配置及び整備を推進します。

耐震改修促進計画に基づき、災害時の防災拠点、避難施設となる公共施設の耐震化を促進します。また、住宅や、多数の者が利用する建築物、緊急輸送道路沿道の建築物などの民間建築物の耐震化を促進するため、耐震診断及び耐震改修工事の実施に関する意識啓発、指導、相談窓口の設置などを行います。

加えて、大規模盛土造成地について現地調査及び安定計算により、大規模地震が発生した際に滑動崩落のおそれ大きい区域を抽出し、滑動崩落防止工事の実施により宅地の耐震性を向上させる取組を推進します。

④ 災害に強い交通ネットワークの確保及び代替機能の向上

災害時においても、地域の孤立を防ぎ、日常生活や社会経済活動への影響を最小限に抑えるため、緊急輸送道路ネットワーク上の橋梁の耐震化や無電柱化、土砂災害の被災の危険性が高い区間における法面対策等の整備、港湾における耐震強化岸壁の整備などにより、災害に強い交通ネットワークの確保を図ります。

また、都市間を結ぶ交通ネットワークについて、幹線道路による複数の経路を確保することや、道路、鉄道、航路などの複数の交通モードを活用することにより、交通ネットワークの代替性の向上を図ります。あわせて、道路下に埋設された社会基盤施設などを含め、ネットワークの強靱化を図ります。

⑤ 住民の防災意識の向上

災害による社会経済的損失を最小限に抑えるため、デジタル技術を活用し、平時から有効な防災情報の発信・啓発と、災害時の適切な避難情報の伝達を行います。

平時にはハザードマップの公表や、広報紙やSNSなどの多様な媒体を用いて防災に関する情報提供を行うなど、防災・減災に関する情報の住民への周知徹底を図り、住民が居住する地域における危険性についての認識を高め、住民が主体となった地域ごとの防災対策につなげていきます。

⑥ 復興・復旧を円滑に行うための復興マニュアルの作成

市町は、被災市街地の早期復興を図るための事前の取組として都市計画担当部局が行うべき対応を記した「広島県災害復興都市計画マニュアル」に基づき、地域の実情に応じたマニュアルの作成を推進するとともに、模擬訓練などを実施することで県市町職員の復興体制の強化や対応力の向上を図ります。

(3) 都市の低炭素化に関する方針

地球温暖化等の地球環境問題の顕在化を踏まえ、ヒートアイランド対策として、都市公園や緑地を適切に配置するとともに、建築物の敷地、屋上、壁面などの緑化促進や、市民緑地制度などの活用により、都市緑化を推進し、環境負荷の低減を図ります。

市街地整備や地区レベルの建築物の更新を低炭素都市づくりの契機として捉え、オフィスや事業所などが集積する昼間のエネルギー負荷密度の高い地域を中心として、コジェネレーション・システムなど環境負荷の低減につながる仕組みの導入を検討します。

新たに市街地整備を図る地域・街区などでは、複合的な用途からなる建築物の計画や土地利用のミクストユースを図ることを検討し、一時的なエネルギー負荷が集中することに対応した面的なエネルギーシステムの導入を検討します。

また、太陽光発電をはじめとする再生可能エネルギーの積極的な活用を図るとともに、「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」に基づく建築物の省エネ性能の向上や、低炭素建築物の認定制度を活用し、低炭素な都市づくりを推進します。あわせて、公共交通の利用促進、都市施設や建築物の長寿命化、ストックの有効活用などを推進します。

(4) 安全で快適に移動できる都市空間づくりに関する方針

中心市街地への自動車流入を抑制し、公共交通への利用転換や歩行者優先の安全で快適に移動できる都市構造への転換を図ります。このため、都市計画駐車場について、周辺駐車場の需給状況等を踏まえ、廃止を含めた見直しの検討を行います。また、立地適正化計画において駐車場の配置適正化・集約化を図る区域である駐車場配置適正化区域を定め、敷地ごとに求められていた駐車場の設置をエリア単位で集約して設置することや駐車場附置義務条例の見直し等を推進します。加えて、パーク・アンド・ライドの推進やMaaS等の新たなモビリティサービスの導入を進め、公共交通の利用促進を図ります。

駅などの交通結節点や中心市街地など、多くの人が集まる場所を中心に歩道の整備や公共施設などのバリアフリー化、外国人にも分かりやすいサイン整備などにより、ウォークブルで移動しやすい都市空間づくりを推進します。

住宅街などの生活道路では、安全な歩行空間の確保に向けた歩道整備や、自動車の速度抑制を図るハンプ整備などを推進します。

健康志向などによる自転車利用者の増加に対応し、幹線道路などでは、利用者の意向や車種別の交通量等を踏まえながら、自転車歩行者道の整備や自転車専用通行帯（自転車レーン）の整備など、道路空間の再配分を推進し、歩行者、自転車利用者などの安全な通行環境を確保します。

第5節 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針

(1) 基本方針

広島圏域には、西中国山地国定公園などを含む中国山地の山々、太田川、小瀬川などの河川や都市の緑、そして瀬戸内海の多島美など、山から都市、海までが一体となった豊かな自然環境のネットワークが存在しています。これらの豊かな自然環境は、自然生態系を構成する動植物の生存の場となり、住民にとっては農作物の生産の場、水源の涵養、大気の浄化、レクリエーションの場、景観の形成など、多面的機能を有しています。近年では地球規模での環境問題への関心の高まりや、自然災害の大規模化などが顕在化する中、その保全が急務となっています。

このため、森林や農地などに関する関連法令と連携した自然環境の保全を推進することで、広島圏域を安全・安心に暮らせ、魅力あふれる都市として実現していきます。特に、市街地を取り囲む丘陵地の緑地は、都市の背景として景観上重要な役割を有するとともに、土砂流出の防止などの防災の観点からも重要であることから、適切な保全に努めます。

また、施設緑地と地域制緑地の一体的な整備又は保全を図るため、市町における緑の基本計画の策定とそれに基づく公園・緑地の確保や、河川空間と緑地による水と緑のネットワークの構築に努めます。特に、新型コロナ危機を契機として、市街地内の公園・緑地や、市街地周辺部の大規模公園が再評価されていることを踏まえ、公園・緑地の一層の充実を図ります。あわせて、海岸における親水護岸の整備や海岸緑地、多島美などの優れた自然景観についても保全に努めます。

(2) 主要な公園・緑地の配置の方針

① 環境保全機能

市街地内にある身近な環境を構成する小規模な緑とオープンスペースや、市街地周辺部に存在して良好な自然的環境を有する緑地等、自然とのふれあいを通して、人間形成に資するような、主として存在機能に着目した緑地を対象として配置します。

市街地では、環境負荷低減によってヒートアイランド現象を緩和し、潤いのある都市環境を保全・形成するため、緑地の確保や、公共施設、民有地などにおける緑化の促進により、都市緑化を推進します。また、環境悪化の防止を図る上で必要な緩衝緑地帯について、適切に配置します。

市街地周辺部では、比較的大規模な緑地において、必要に応じて緑地保全地域の指定による自然環境の保全を検討します。また、瀬戸内海国立公園や西中国山地国定公園、県自然環境保全地域及び緑地環境保全地域、天然記念物である宮島の瀨山原始林をはじめとした、圏域が有する豊かな自然環境の保全に努めます。

都市農地については、農産物の供給機能、防災機能、良好な景観形成など、都市農地の有する多面的な機能を踏まえ、これまでの「宅地化すべきもの」から「都市にあるべきもの」ととらえ直し、地域住民の意向に配慮しつつ、田園住居地域や生産緑地地区の指定などにより計画的な保全に努めます。

② レクリエーション機能

地域住民の多様化するレクリエーション需要に応え、日常や週末のレクリエーション活動の場として緑地を配置します。

中枢拠点都市の広島市では、サッカースタジアムの建設を含む中央公園の整備を進め、緑豊かな公共空間が調和した、都心にふさわしい人々をひきつける場の創出を図ります。その他の広域拠点都市や地域拠点都市では、住民のレクリエーション活動の拠点として、バンブー・ジョイ・ハイランド、東広島運動公園、海田総合公園などの都市基幹公園（総合公園、運動公園）の整備を推進します。

また、住民の身近な憩いの場、レクリエーションなどのにぎわいの場として、住区基幹公園（街区公園、近隣公園、地区公園）を適切に配置します。あわせて、河川・海岸において自然とふれあえる緑地の保全、親水空間などの確保に努めます。

整備された公園・緑地などは、民間活力の導入や住民などとの協働により、維持・活用を図ります。

③ 防災機能

近年頻発する自然災害に対し、防災・減災機能を有し、災害時には避難路や避難地となる緑地を配置します。

市街地に分布している緑地や農地などは、雨水の流出抑制や都市における自然環境の保全の観点から、適切な維持、保全及び活用を図ります。市街地周辺部では、土地利用規制の関連法令や農業振興地域の整備に関する法律などとの調整・連携を図り、土砂流出や内水被害などの自然災害を防止する機能を有する森林や、雨水の流出抑制機能を有する緑地や農地などの適切な保全を図ります。

災害時に避難及び救援活動を円滑に行うため、広域的な避難地となる都市基幹公園及び一次避難地となる住区基幹公園を適正に配置し、地域防災計画などとの整合を図りながら災害に対する安全性や防災性を確保します。

④ 景観構成機能

市街地のランドマークや、バックスクリーン等としての機能を有し、個性ある風致景観を構成する緑地を配置します。また、既に良好な自然的景観を形成している地区については、風致地区の指定等により保全を図ります。

都市機能や居住の集約化が進められる区域の外縁部においては、低未利用地の増加などによる景観の悪化を防止するため、緑地保全・緑化担当部局などの関係部局と連携し、市民緑地制度などの活用による空き地の緑化や農地への転換などを図ります。

太田川をはじめとする幾筋もの川に恵まれた広島市の特徴である水と緑は、周辺のまちなみと溶けあって、広島固有の景観を生み出しています。このように、河川及び河岸緑地は、都市に潤いをもたらす水と緑のネットワークの骨格を担うものとして、太田川、小瀬川をはじめとした河川において、緑地を保全するとともに親水空間の確保に努めます。

広島圏域が面する海域は、一部を除き瀬戸内海国立公園に指定されるなど優れた海岸環境を有しています。このため、多島美などの優れた自然景観や砂浜・海岸林といった海岸景観を構成する景観要素の保全を図り、周辺景観との統一性にも配慮しながら、緑豊かな海岸空間の形成に努めます。

(3) 主要な緑地の整備目標

広島圏域において、概ね10年以内に整備（継続を含む）を行う主要な施設を次のとおり設定します。

番号	公園名	場所	
1	中央公園（中央公園サッカースタジアム(仮称)等）	広島市	中区
2	バンブー・ジョイ・ハイランド	竹原市	高崎町
3	晴海臨海公園	大竹市	晴海二丁目
4	東広島運動公園	東広島市	西条町田口，郷曾
5	江田島市総合運動公園外4公園	江田島市	大柿町飛渡瀬外
6	海田総合公園	海田町	東海田字東谷外
7	筆の里ふでりんパーク	熊野町	筆の里工房周辺

■広島圏域 都市公園の整備方針図



第6節 歴史・景観に配慮した都市計画の決定の方針

(1) 基本方針

地域ブランドを確立させ圏域内外の人をひきつける、魅力あふれる都市を実現するため、地域資源を活かした魅力的な景観の保全・形成に努めます。

このため、市町では、地域固有の歴史的風致を有する地域において、伝統的建造物群保存地区などの都市計画決定や、歴史まちづくり法に基づく歴史的風致維持向上計画の策定を推進します。また、都市独自の景観形成を図るため、景観法に基づく景観計画の策定を促進するとともに、景観地区の都市計画決定や景観条例の制定などに努めます。

このような取組を進めるにあたっては、住民等との連携・協働を図ることとしつつ、住民等の主体的な取組を促進するため、土地所有者やまちづくりNPO法人などが自ら、都市計画の決定や変更の提案を行うことができる都市計画提案制度の普及・啓発を行うとともに、地区の実情に合ったよりきめ細かい規制を行う地区計画などの作成を支援します。

(2) 歴史・文化に配慮したまちなみの維持及び向上に関する方針

広島圏域には、世界文化遺産である厳島神社を有し、特別史跡及び特別名勝に指定されている厳島(廿日市市)や、重要伝統的建造物群保存地区(呉市豊町御手洗、竹原市竹原地区)などの歴史的まちなみを有する地区、国宝である不動院金堂(広島市)などの神社仏閣をはじめとした、多様な歴史・文化資源が分布しています。

また、芸北神楽や世界無形文化遺産となっている北広島町の壬生の花田植など、地域の生業や風土に根差した伝統、文化が継承されています。

このような、歴史的建造物や伝統的祭礼行事など、地域の歴史や伝統を残しながら形成された地域固有の歴史的風致を有する地域においては、市町による伝統的建造物群保存地区などの都市計画決定や歴史まちづくり法に基づく歴史的風致維持向上計画の策定を促進します。また、住民等による建築協定、景観協定、まちづくり協定などの策定を支援し、文化財等の保護を図りながら歴史・文化的な空間と生活の場としての空間を調和させた一体的な都市景観の形成に努め、地域内外の人をひきつける、その地域にしかない個性や魅力を感じられる地域づくりを推進します。宮島においては、重要伝統的建造物群保存地区の選定に向けた取組を推進します。

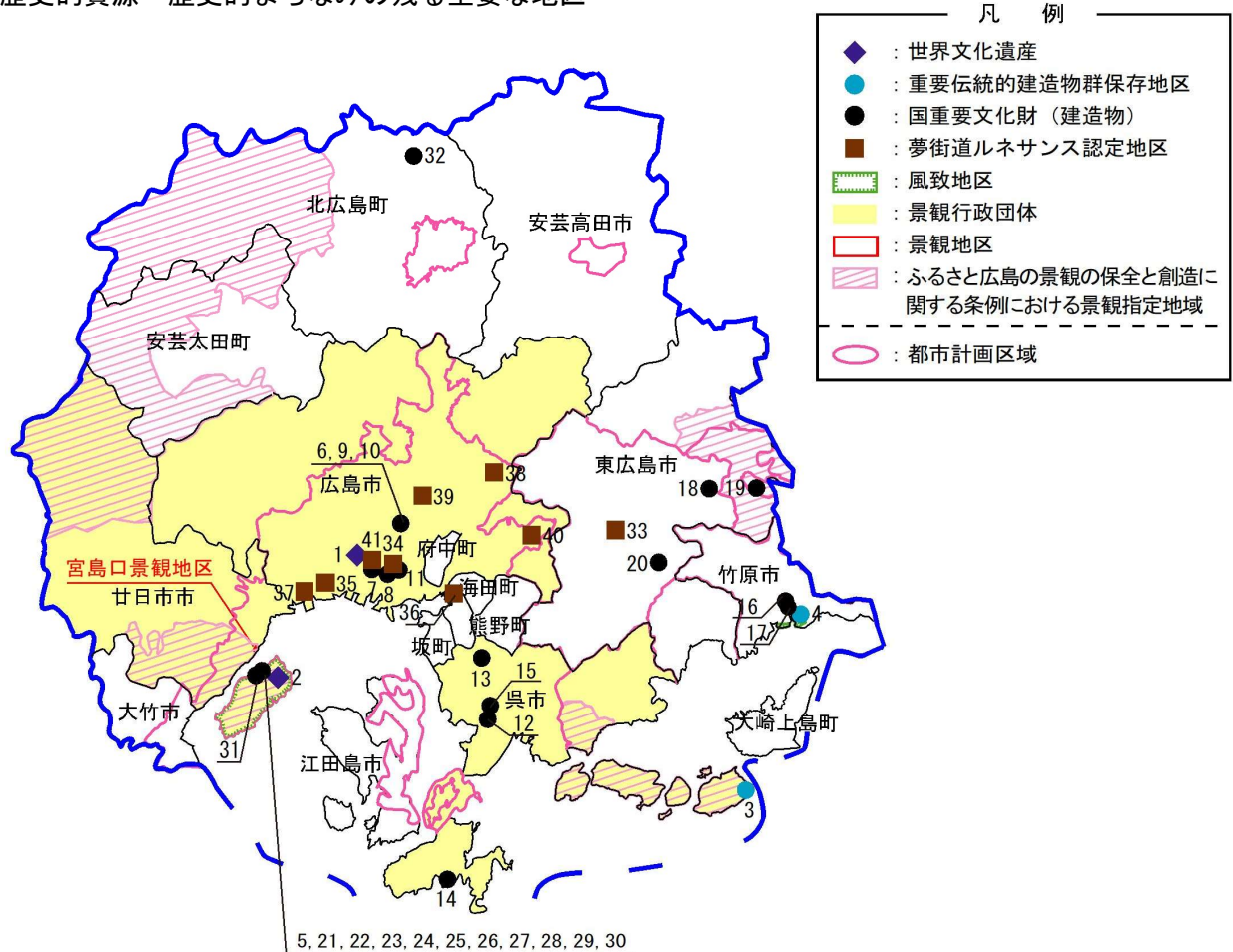
(3) 都市景観の形成に関する方針

広島市における平和記念公園、平和大通り、河岸緑地が織りなす国際平和文化都市にふさわしい風格ある景観、呉市における造船や製鉄工場などの産業景観や旧海軍倉庫であるれんが倉庫群、大竹市の工場夜景、東広島市の酒蔵通り、竹原市の町並み保存地区など、広島圏域には地域固有の優れた都市景観が形成されています。

この景観を後世に継承していくため、市町において景観法に基づく景観計画の策定を促進するとともに、計画の実効性を高めるため、景観地区の都市計画決定や、地区の実情に合った景観条例の制定を促進します。また、屋外広告物の規制を行うとともに、地区計画を活用した建築物の壁面位置や形態・意匠などの制限・誘導により、風格あるまちなみや歩いて楽しい空間を形成するなど、都市独自のイメージを形成する景観づくりを促進します。

廿日市市においては、宮島口景観地区の都市計画決定、及び景観重点区域の指定などの取組を行っており、今後も同地区がより良好な景観形成となるように取組を継続します。また、宮島地区等において、良好な景観形成に向けた取組を推進します。竹原市においては、竹原市景観計画の策定や景観条例の制定に向けた取組を推進します。広島市においては、原爆ドーム及び平和記念公園周辺の眺望景観の保全・形成を図るため、都市計画法や景観法に基づく高さ制限等の導入を検討します。

■歴史的資源・歴史的まちなみの残る主要な地区



番号	種別	名称
1	世界文化遺産	原爆ドーム
2	世界文化遺産	厳島神社
3	重要伝統的建造物群保存地区	呉市豊町御手洗
4	重要伝統的建造物群保存地区	竹原市竹原地区
5	国宝	厳島神社 (本社, 摂社客神社, 廻廊)
6	国宝	不動院金堂
7	国重要文化財 (建造物)	広島平和記念資料館
8	国重要文化財 (建造物)	世界平和記念聖堂
9	国重要文化財 (建造物)	不動院鐘楼
10	国重要文化財 (建造物)	不動院楼門

番号	種別	名称
11	国重要文化財（建造物）	國前寺
12	国重要文化財（建造物）	旧呉鎮守府司令長官官舎（入船山記念館）
13	国重要文化財（建造物）	本庄水源地堰堤水道施設
14	国重要文化財（建造物）	桂濱神社本殿
15	国重要文化財（建造物）	旧澤原家住宅
16	国重要文化財（建造物）	春風館頼家住宅
17	国重要文化財（建造物）	復古館頼家住宅
18	国重要文化財（建造物）	旧木原家住宅
19	国重要文化財（建造物）	竹林寺本堂
20	国重要文化財（建造物）	福成寺本堂内厨子及び須弥壇
21	国重要文化財（建造物）	嚴島神社（朝座屋，能舞台，揚水橋，長橋，反橋）
22	国重要文化財（建造物）	嚴島神社摂社天神社本殿
23	国重要文化財（建造物）	嚴島神社大鳥居
24	国重要文化財（建造物）	嚴島神社摂社大国神社本殿
25	国重要文化財（建造物）	嚴島神社五重塔
26	国重要文化財（建造物）	嚴島神社多宝塔
27	国重要文化財（建造物）	嚴島神社末社荒胡子神社本殿
28	国重要文化財（建造物）	嚴島神社末社豊国神社本殿（千畳閣）
29	国重要文化財（建造物）	嚴島神社摂社大元神社本殿
30	国重要文化財（建造物）	嚴島神社宝蔵
31	国重要文化財（建造物）	林家住宅
32	国重要文化財（建造物）	竜山八幡神社本殿
33	夢街道ルネサンス	西国街道
34	夢街道ルネサンス	二葉の里歴史の散歩道
35	夢街道ルネサンス	草津まち歴史の散歩道
36	夢街道ルネサンス	西国街道・海田市
37	夢街道ルネサンス	西国街道・いのくち歴史の散歩道
38	夢街道ルネサンス	中郡古道
39	夢街道ルネサンス	可部夢街道
40	夢街道ルネサンス	西国街道・瀬野
41	夢街道ルネサンス	広島城下・まちなか西国街道

第7節 住民主体のまちづくりに関する方針

(1) 基本方針

人口減少や高齢化が進展する中、地域の暮らしやすさや魅力を高めるためには、これまで培ってきた地域の資産を活かしながら、地域特性に応じた、きめ細やかで柔軟なサービスの提供が可能なまちづくりが重要となっています。また、近年は、価値観の多様性から、一定の地域を対象に住民やまちづくり団体などが主体となって、行政と協働し、地域固有の課題解決や地域価値の向上を図るまちづくり手法であるエリアマネジメントの動きが広がっています。

このような、住民主体のまちづくりが進む都市を実現するため、まちづくりの手法等に関する広報・周知活動や、活動の担い手となる人材の育成支援、まちづくり活動に活用可能な都市計画に関する情報提供といった環境の整備を推進します。

(2) 住民主体のまちづくりの環境整備に関する方針

① まちづくり・都市計画に関する意識の啓発

エリアマネジメントに、住民がまちづくりの担い手として自発的に参加することを促すため、都市計画やまちづくりに関する様々な情報を発信するとともに、主体的にまちづくりを担う人材の育成などを次により促進します。

a まちづくりに関する広報・周知活動の推進

住民のまちづくりに関する理解を深め、参加意識を醸成するために、都市計画に関する知識やまちづくりの手法、先進的な事例などの情報をホームページなどで発信します。また、国・県・市町の連携や大学、学協会など多様な団体と連携・協力し、まちづくりや景観づくりなどの見学会やシンポジウム等を通じて、積極的に住民参加の重要性を発信します。特に、コンパクトなまちづくりの実現に向けては、住民や事業者などの理解と協力が不可欠であり、理解しやすい手法を用いた周知啓発活動を推進します。

b 民間団体のネットワークづくり

まちづくり活動などに関わるNPO法人やボランティア団体、地域住民組織など、多様な活動主体が相互の活動内容に対する理解を深め、関心と協働の意識を高めていくために、民間団体相互の情報交換や交流を促すためのネットワークづくりを促進します。

② まちづくりに関わる民間活動の支援

住民参加によるまちづくりを促し、主体的にまちづくりを行う人材が活躍できる環境を整備するために、まちづくり活動やまちなみづくり、景観保全など、様々なまちづくりに携わる住民組織や民間団体、企業などの主体的な取組を次により促進します。

a まちづくりリーダーの育成促進

住民が主体となったまちづくりの実効性を高めるとともに、人と人とのつながりを基軸とした住民主体のまちづくりを持続的に行うために、行政と住民との間を取り持ち住民主体のまちづくりをリードしていく人材を育成・確保することが重要です。このため、市町で進められて

いる住民参加型まちづくりやまちづくり協議会など、リーダーの交流の場づくりを促進します。

b まちづくり協議会や住民参加型ワークショップの開催促進

住民参加のまちづくりの具体的な取組に向けて、まちづくりに関心が高い地域住民や関係機関などを集めたまちづくり協議会の設立や、地域に関わる様々な住民、団体、企業などを交えたまちの将来像や具体的なまちづくりの方法を検討するためのワークショップの開催など、市町と地域住民とのパートナーシップによる取組を促進します。

c 公共空間等の規制緩和の推進

近年、パークレットなどのように、行政と企業や住民との協働による道路や公園等の公共空間の活用が進んでいます。この動きを捉え、公共空間の規制緩和を推進することで積極活用を促し、住民の利便性の向上やにぎわいの創出を通じた地域の魅力の向上を図ります。

③ 提案制度の活用

都市計画提案制度は、より主体的かつ積極的に都市計画に関わることができる制度です。例えば、住民に最も身近な都市計画である地区計画制度と併せて都市計画提案制度を活用することにより、身近な生活環境に対する住民の意向を地区計画の提案という形で行政に示すことも可能となります。

まちづくりの主導権を住民などが持ち、地域のニーズや実情に応じた住民主体のまちづくりが促されるよう、提案制度に関する積極的な情報発信や専門家の派遣などを推進します。

(3) 都市計画に関する情報提供、開示に向けた方針

① インターネットを活用した都市計画に関する知識の普及・啓発と情報開示

まちづくりと都市計画の知識の普及・啓発、理解の促進に向け、常に住民が都市計画に関する情報を容易に閲覧できるように、ホームページやGISなどを用いた都市の状況や制度をはじめとする情報発信の強化・充実やオープンデータ化に向けた取組を推進します。

また、民間事業による地域経済の活性化、都市構造に関する他都市との比較による行政の効率化、その他社会的課題の解決に資するため、都市計画基礎調査に関する調査データの活用・提供の手法やGISなどによる見える化を検討します。

② 都市計画決定手続きにおける住民参画促進に向けた情報提供の充実

従来 of 広報誌などによる手法と併せ、ホームページで次のような計画決定手続きの関連情報の公表を推進します。

項目	内容
公聴会・説明会など開催情報	都市計画審議会の傍聴案内及び、公聴会・説明会などの日時・場所・案の概要などを掲載（開催前の周知）
都市計画審議会議案・議事録	審議会の議案及び、議事録の全文を掲載
都市計画縦覧などの情報	計画案毎に案の概要・縦覧期間・縦覧場所などを掲載、審議会及び決定後はその情報を追加

第6章 各都市計画区域における課題と方針

広島圏域の都市計画の目標に向けて明らかにした主要な都市計画の決定の方針について、広島圏域に指定されている12箇所の都市計画区域ごとに、整備、開発及び保全の方針を示します。



図 6-1 策定の対象圏域と都市計画区域

※都市計画区域とは都市計画法に基づき、一体の都市として総合的に整備、開発及び保全を行う範囲を法的に指定するもので、行政区域内に1または複数の区域が指定されている場合と複数の行政区域にまたがる場合があります。

区域名称	広島圏都市計画区域		
区域の範囲	広島市の一部，呉市の一部，大竹市の一部，廿日市市の一部，府中町，海田町，熊野町，坂町		
面積・人口	区域	面積(平成 29 年時点)	人口(平成 27 年時点)
	都市計画区域	68,963 ha	1,583,837 人
	市街化区域	24,758 ha	1,548,754 人
広域的 位置づけ (現状と課題)	<ul style="list-style-type: none"> ・本区域は，中四国最大の商業・業務集積地である広島市の都心部や多様な産業集積を支える国際拠点港湾広島港や重要港湾呉港を有するなど，広島圏域の中心であるとともに，瀬戸内海地域及び中四国地域の連携・交流拠点として，広島県内はもとより中四国地方の発展を牽引する中枢的役割を担います。 ・中枢拠点として高い商業・業務機能の集積を有する広島市は，山口県東部や備後圏域の一部を含む連携中枢都市圏である広島広域都市圏の中枢都市であり，中四国地方全体の発展を牽引することが求められます。しかし，近年は中心市街地で低未利用地が発生するなど市街地のスポンジ化が発生しているため，中心市街地の活性化や都市機能の一層の強化が課題となっています。 ・広域拠点である呉市，大竹市及び廿日市市の中心部は，中枢拠点である広島市中心部と連携し，島しょ部や中山間地域を含めた広島圏域全体を支えることが求められます。しかし，呉市及び大竹市は人口減少が顕在化しており，市街地人口の回復を図りながら，都市機能を維持，強化することが課題となっています。廿日市市は，後背圏の生活を支えるための既成市街地の土地の高度利用や都市基盤の整備が課題となっています。 		
区域区分の有無	区域区分を定めます		
主要な都市計画に関する方針の特記事項	<p>【土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中枢拠点の核である広島市の「楕円形の都心」においては，都市再生特別地区や高度利用型地区計画などの活用により高次の商業・業務等の都市機能の充実・強化を図るとともに，その外縁部においては，優れた利便性を活かして，高層住宅を主体とした住宅地の形成を進めます。 ・呉市，廿日市市の中心部においては，既存の広域的な公共交通の維持・強化を図るとともに，市街地開発事業や地区計画などの活用により，広島市の高次都市機能を補完する商業・業務及び生活サービス機能の充実・強化を図ります。 ・J R大竹駅や海田市駅，向洋駅などの各市町の主要駅周辺や，商業・業務機能の一定の集積があり，かつ地域公共交通によるアクセスが可能である役場・支所周辺地域において，日常の購買や，医療・福祉需要に対応した生活 		

サービス機能の充実など、利便性の向上を図ります。

- ・高度経済成長期に形成された郊外部の住宅団地は、空き家や空き地となった隣地の買い増しによるゆとりある土地利用の促進や、住宅の建替え・住替え等の促進を通じ、再生を目指します。
- ・臨海部を中心とした既存の工業集積地は、物流拠点としての港湾機能強化や広域交通ネットワークの整備推進を通じ、生産拠点としての機能の維持・強化を図ります。
- ・新たな土地活用が見込まれる区域については、周辺の土地利用状況を考慮しつつ、既存用途からの土地利用転換を図り、都市機能の維持・活性化に努めます。
- ・内陸部では、ひろしま西風新都や東広島呉自動車道等のIC周辺において、農地・森林としての利用との調整を図りつつ地区計画を活用し、工場移転や新たな企業立地の受け皿となる新規工業地や流通業務地の整備を図ります。
- ・市街化区域との隣接部においては、50戸連たんなどの開発許可について、立地適正化計画における居住誘導区域との整合を踏まえつつ、市町の実情に応じた必要最低限の運用となるよう基準の見直しや、廃止を行います。また、人口減少によるコミュニティの衰退などが懸念される市街化調整区域における既存集落及び地域産業の活性化が期待される既存工業地周辺では、集落及び工業地の維持・活性化を図る観点で、開発許可基準の見直しを行います。
- ・市街化区域内の既成市街地において、災害リスクの高い区域が含まれる場合は、立地適正化計画などを踏まえ、住民と合意形成を図りながら市街化調整区域への編入を進めます。
- ・都市農地については、都市的土地利用と共存し計画的な保全・活用が図られるよう、田園住居地域や生産緑地地区の指定を検討します。

【都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針】

- ・高次都市機能が集積する広島市と拠点間を結ぶ（国）2号東広島・安芸バイパス等の幹線道路を整備し、コンパクト+ネットワーク型の都市（集約型都市構造）を支える交通ネットワークを構築します。
- ・近年各地で頻発・激甚化する自然災害の発生に備え、広島呉道路の4車線化等の整備を進め、緊急輸送道路の機能強化、多重型道路ネットワークの構築を図ります。
- ・広島駅などの交通結節点の整備や、アストラムラインの延伸等により利便性の高い地域公共交通サービスを形成します。・踏切除却による交通の円滑化や鉄道により分断された市街地の一体化を図るため、広島市東部地区連続立体交差事業を実施し、JR山陽本線、呉線の高架化を推進します。
- ・グローバルゲートウェイである広島港や広島空港の機能強化やアクセス改善等により利便性向上を図り、広島圏域を超えた中四国地方全体の持続的発展に貢献します。

【市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針】

- ・都市再生緊急整備地域に指定されている広島駅周辺地域及び広島紙屋町・八丁堀地域において、細分化された敷地の共同化や市街地再開発事業等の実施により、都市機能の充実・強化とともに、にぎわいの創出を図ります。
- ・西広島駅周辺及び向洋駅周辺地区においては、交通結節機能の強化と駅周辺にふさわしい都市空間の整備を進めるため、土地区画整理事業等を推進します。
- ・平良・佐方丘陵開発地区（廿日市市）において、（一）廿日市環状線の整備と合わせ、平良地区では廿日市市の新たな魅力を創造する拠点づくりを目的とする観光・交流施設、工業施設用地等を確保する土地区画整理事業を実施し、JR廿日市駅に近接する立地条件に恵まれた丘陵地である佐方地区では、そのポテンシャルを活かした適切な事業を誘導することで、都市機能の充実を図ります。また併せて、木材港地区において、生産・流通機能を通じた新たな産業拠点を整備することで、都市機能のさらなる強化を図ります。
- ・呉駅周辺地域については、鉄道、港、交通ターミナル、次世代モビリティが集積する呉市内及び広域都市間の総合交通拠点として機能整備を推進するとともに、にぎわいとまちなか居住を誘導するコンパクトシティ形成の核として、居住、宿泊、商業、公益等の主要な都市機能を備える「心地よく過ごせるまちなか」の形成を図ります。

【安全・安心な暮らしに関する都市計画の決定の方針】

- ・防災工事や住民の避難体制の構築などハード・ソフトが一体となった防災・減災対策を推進します。また、災害リスクの高い区域の市街化調整区域への編入や立地適正化計画の活用などにより土地利用規制や災害リスクの低い区域への居住誘導を図ります。

【自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針】

- ・瀬戸内海国立公園や太田川、小瀬川等の河川等、区域内に存在する豊かな自然環境の保全を図るとともに、緑地の保全の推進と親水空間の確保を図ります。
- ・地域住民の多様化するレクリエーション需要に応え、日常や週末のレクリエーション活動の場として、中央公園（中央公園サッカースタジアム(仮称)等）や海田総合公園などの整備を推進します。

【歴史・景観に配慮した都市計画の決定の方針】

- ・原爆ドーム、厳島神社の2つの世界文化遺産をはじめ、広島城、不動院、西国街道、旧陸軍・海軍に関連する歴史的な建造物やれんが建築等、貴重な歴史・文化資源を活かした景観形成を推進します。
- ・とりわけ、市街地では本区域特有の復興の歴史を踏まえ、国際平和文化都市を象徴する都市景観の形成を図ります。
- ・景観計画を策定している市町においては、計画に基づき、各地域の特性に応じた良好な景観の形成に努めます。

【概ね 10 年以内に実施することを予定する主要な事業】

■道路

種別	番号	路線名	区間	場所
高規格幹線道路等	2	広島呉道路（4車線化）	呉市二河町外	呉市
	3	東広島・呉自動車道	阿賀 I C	呉市
	4	広島高速 5 号線 （一）温品二葉の里線）	温品町～二葉の里	広島市
	5	（国）2号	岩国大竹道路	大竹市
	6	（国）2号	広島南道路	広島市，海田町
	7	（国）2号	安芸バイパス	広島市
	8	（国）2号	東広島バイパス	広島市，海田町
	9	（国）2号	西広島バイパス	広島市
一般国道 ・県道等	12	（国）54号	可部バイパス	広島市
	14	（国）186号	御園バイパス	大竹市
	23	（主）呉平谷線	上二河～此原	呉市
	24	（主）矢野安浦線	熊野バイパス	熊野町
	25	（一）府中祇園線	中山南～中山西	広島市
	26	（一）廿日市環状線	上平良～佐方	廿日市市
	27	（一）矢野海田線	曙町～寺迫	海田町
	28	（一）坂小屋浦線	平成ヶ浜～森浜	坂町
	29	（都）焼山押込線	焼山北 3 丁目	呉市
	32	（都）佐方線	桜尾本町～城内	廿日市市
	33	（都）青崎池尻線	桃山 2 丁目	府中町
	34	（都）青崎畝線	府中町青崎東～海田町上市	府中町，海田町
	35	（都）坂中央線	坂西	坂町
	36	（臨）廿日市草津線	広島市佐伯区～ 廿日市市木材港北	広島市，廿日市市

※（国）：一般国道，（主）：主要地方道，（一）：一般県道，（都）：都市計画道路，（臨）：臨港道路

※その他の整備箇所については道路施設の整備計画をご確認ください。

■鉄道

種別	番号	路線・施設名	整備の概要
鉄道・軌道	①	J R 山陽本線, J R 呉線	広島市東部地区連続立体交差事業
	②	(仮称) 新交通西風新都線 (アストラムライン)	区間延伸 (広域公園前駅～J R 西広島駅)
	③	広島駅軌道, (都) 駅前大橋線 (路面電車)	路面電車の駅前大橋ルート整備
交通結節点	④	広島駅南口交通広場, (都) 駅前吉島線	J R 広島駅南口広場整備
	⑤	(都) 己斐中央線 (北口駅前広場)	J R 西広島駅北口駅前広場整備
	⑥	(都) 西広島駅己斐本町線 (自由通路)	J R 西広島駅南北自由通路整備
	⑦	(都) 比治山庚午線 (南口駅前広場)	J R 西広島駅南口駅前広場整備
	⑧	(都) 向洋駅南口線 (駅前広場)	向洋駅周辺土地地区画整理事業 J R 向洋駅南口駅前広場整備
	⑨	(都) 向洋駅北口線 (駅前広場)	向洋駅周辺土地地区画整理事業 J R 向洋駅北口駅前広場整備
	⑩	(都) 本通吉浦線 ((国) 31 号) (駅前広場)	J R 呉駅駅前広場整備
	⑪	(都) 新町西栄線 (自由通路)	J R 大竹駅東西自由通路整備
	⑫	(都) 駅前油見線 (駅前広場)	J R 大竹駅西口広場整備
	⑬	(都) 駅小島新開線 (交通広場)	J R 大竹駅東口広場整備
	⑰	J R 下祇園駅自由通路	J R 下祇園駅東西自由通路整備
⑱	広電宮島口駅	広電宮島口駅移設	

※ (都) : 都市計画道路

■港湾

番号	港湾名	地区名	整備の概要
(1)	広島港	宇品地区	ふ頭再編, 旅客船ふ頭整備
(2)		出島地区	公共ふ頭整備
(3)		江波地区	公共ふ頭整備

※その他の整備箇所については港湾施設の整備計画をご確認ください。

■下水道

下水道名	場所
太田川流域下水道	広島市, 府中町, 海田町, 熊野町, 坂町
広島公共下水道	広島市
呉公共下水道	呉市
大竹公共下水道	大竹市
廿日市公共下水道	廿日市市
大野公共下水道	廿日市市大野町
府中公共下水道	府中町
海田公共下水道	海田町
熊野公共下水道	熊野町
坂公共下水道	坂町

※その他の整備箇所については下水道施設の整備計画をご確認ください。

■河川

水系	番号	河川名	場所
太田川水系	1	京橋・猿猴川	広島市中区・南区
	2	府中大川	広島市東区
	3	小河原川	広島市東区
	4	安川	広島市安佐南区
	6	湯坂川	広島市安佐北区
	7	三篠川	広島市安佐北区
	10	榎川	府中町
単独河川	16	尾崎川	広島市安芸区・海田町
堺川水系	17	内神川	呉市中央
単独河川	20	永慶寺川	廿日市市大野中央

※その他の整備箇所については河川施設の整備計画をご確認ください。

■防砂の施設（砂防設備等）

種別	番号	事業名	場所
急傾斜地崩壊防止施設	1	己斐上2丁目72	広島市西区己斐上
	2	安東一丁目21	広島市安佐南区安東
砂防設備 (通常砂防事業)	1	横見川右支	広島市東区温品
	3	中野東北川	広島市安芸区中野東
	4	荒谷川	広島市佐伯区五日市町
	5	千同川	広島市佐伯区坪井町
	8	小原川	呉市宮原
	9	檜垣川	呉市清水
	11	郷谷川	大竹市油見
	15	雲母川	熊野町宮前
砂防設備 (災害関連緊急事業・激甚災害対策特別緊急事業)	1	落久保川右支7	広島市東区山根町
	2	寺山川	広島市東区福田町
	3	東福田4支	広島市東区福田町
	4	東福田6支隣	広島市東区福田
	5	寺条川右支7隣	広島市東区福田
	6	矢賀2支	広島市東区矢賀
	7	大河川支川1隣	広島市南区日宇那町
	8	堀田奥川	広島市安佐北区狩留家町
	9	檜木茶屋南川	広島市安芸区矢野町
	10	畑賀川支川7	広島市安芸区畑賀町
	11	熊崎川	広島市安芸区矢野東
	12	南幸川	広島市安芸区南幸町
	13	山王北川	広島市安芸区中野東
	14	瀬野川支川17	広島市安芸区中野
	15	青防川	広島市安芸区中野東
	16	花上上川	広島市安芸区矢野町
	17	ひよき川	広島市安芸区瀬野南
	18	水谷川	広島市安芸区畑賀町
	19	畑賀川支川15	広島市安芸区畑賀町
	20	熊崎南川	広島市安芸区矢野東6丁目
	21	安芸矢野下川	広島市安芸区矢野南4丁目
	22	小坪西川	呉市広小坪
	24	大坪川	呉市広町

種別	番号	事業名	場所
砂防設備 (災害関連緊急事業・激甚災害対策特別緊急事業)	25	芦冠川	呉市広三芦
	26	伝十原川	呉市天応伝十原町
	28	梅木川隣	呉市長谷町
	29	梅木川支川	呉市大山町
	31	宇根川・笠岩川	呉市吉浦新出町
	35	東両谷川	呉市広両谷
	36	梅ノ木	呉市焼山東
	38	宮川第2支川	呉市吉浦上城町
	39	宇根川・笠岩川2	呉市吉浦新出町
	40	ボタ谷川	呉市宮原
	70	榎川支川5	府中町みくまり
	71	榎川支川19隣	府中町瀬戸ハイム
	72	八幡川支川18	府中町八幡
	73	榎川支川11	府中町山田
	74	榎川支川12	府中町山田
	75	八幡川支川16	府中町八幡
	76	楠木谷川	海田町畝
	77	明飛川	海田町三迫
	78	西ノ谷川	海田町三迫
	79	西ノ谷川支川	海田町三迫
	80	三谷川	熊野町初神
	81	二河川支川21	熊野町川角
	82	二河川支川21隣	熊野町川角
	83	熊野川支川1	熊野町城之堀
	84	西ヶ岳川	熊野町出来庭
	85	熊野川支川2	熊野町城之堀
	86	熊野川支川36隣	熊野町萩原
	87	椎川支川	熊野町城之堀
	88	滝ヶ谷川	熊野町城之堀
	89	堀之谷川	熊野町城之堀
	90	住田谷川隣	熊野町萩原
	91	苗渋川	熊野町萩原
92	天地川	坂町小屋浦	
93	天地川支川1	坂町小屋浦	
94	天地川支川2	坂町小屋浦	
95	天地川支川3	坂町小屋浦	
96	天地川支川6	坂町小屋浦	

種別	番号	事業名	場所
砂防設備 (災害関連緊急事業・激甚災害対策特別緊急事業)	97	天地川支川 8	坂町小屋浦
	98	水落川	坂町水尻
	99	水落川隣	坂町水尻
	100	水尻川支川 3	坂町水尻
	101	水尻川支川 4	坂町水尻
	102	亀石川 2	坂町亀石山

※その他の整備箇所については砂防設備等の整備計画をご確認ください。

■その他の都市施設

種別	番号	事業名	場所
市場	3	新中央市場	広島市

■市街地開発事業

番号	事業名	場所	
1	(仮称)広島市基町相生通地区第一種市街地再開発事業	広島市	中区
2	向洋駅周辺青崎土地地区画整理事業	広島市	南区
	向洋駅周辺土地地区画整理事業	府中町	J R 向洋駅周辺一帯
3	西広島駅北口土地地区画整理事業	広島市	西区
6	廿日市市新機能都市開発事業 (平良・佐方丘陵開発地区)	廿日市市	上平良外

■都市公園

番号	公園名	場所	
1	中央公園 (中央公園サッカースタジアム (仮称) 等)	広島市	中区
3	晴海臨海公園	大竹市	晴海二丁目
6	海田総合公園	海田町	東海田字東谷ほか
7	筆の里ふでりんパーク	熊野町	筆の里工房周辺

区域名称	東広島都市計画区域		
区域の範囲	東広島市の一部		
面積・人口	区域	面積(平成 29 年時点)	人口(平成 27 年時点)
	都市計画区域	35, 229 ha	171, 494 人
	市街化区域	2, 736 ha	96, 849 人
広域的 位置づけ (現状と課題)	<ul style="list-style-type: none"> ・本区域は、広島圏都市計画区域及び備後圏都市計画区域と連携しつつ、空港、鉄道、高速道路等の交通ネットワークの利便性や大学、研究機関の集積を活かし、学術・研究機能の一層の集積・強化を図ることで、圏域全体の発展に貢献する役割を担います。 ・広域拠点である東広島市の中心部は、中枢拠点である広島市中心部との補完・連携を強化しつつ、自立した生活圏の形成を図るとともに、周辺地域の生活を支えることが求められます。しかし、市街化調整区域における開発により市街地の拡散が懸念されるため、今後は、既成市街地の土地の高度利用や都市基盤の整備を推進し、都市機能の集約・強化を図ることが課題となっています。 		
区域区分の有無	区域区分を定めます		
主要な都市計画に関する方針の特記事項	<p>【土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・東広島市の中心部においては、既存の広域的な公共交通の維持・強化を図るとともに、市街地開発事業や地区計画などの活用により、広島市の高次都市機能を補完する商業・業務及び生活サービス機能の充実・強化を図ります。 ・JR八本松駅や西高屋駅、東広島駅などの主要駅周辺や、中黒瀬地区などの商業・業務機能の一定の集積があり、かつ地域公共交通によるアクセスが可能である地域において、日常の購買や、医療・福祉需要に対応した生活サービス機能の充実など、利便性の向上を図ります。 ・高度経済成長期に形成された郊外部の住宅団地は、空き家や空き地となった隣地の買い増しによるゆとりある土地利用の促進や、住宅の建替え・住替え等の促進を通じ、再生を目指します。 ・西条第二地区、八本松駅南側地区、広島大学周辺地区など、計画的に市街地形成を進める地区では、地区計画などのまちづくりにより、道路・公園等の都市基盤整備を行うなど魅力ある居住環境の創出を図ります。 ・山陽自動車道や東広島呉自動車道のIC周辺などにおいて、農地・森林としての利用との調整を図りつつ、地区計画を活用し、新たな企業立地や工場移転の受け皿となる新規工業地や流通業務地の整備を図ります。 ・市街化区域との隣接部においては、50戸連たんなどの開発許可について、立地適正化計画における居住誘導区域との整合を踏まえつつ、必要最低限の運 		

用となるよう基準の見直しを行います。また、人口減少によるコミュニティの衰退などが懸念される市街化調整区域における既存集落及び地域産業の活性化が期待される既存工業地周辺では、集落及び工業地の維持・活性化を図る観点で、開発許可基準の見直しを行います。

- ・市街化区域内の既存市街地において、災害リスクの高い区域が含まれる場合は、住民と合意形成を図りながら市街化調整区域への編入を進めます。
- ・都市農地については、都市的土地利用と共存し計画的な保全・活用が図られるよう、田園住居地域や生産緑地地区の指定を検討します。

【都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針】

- ・山陽自動車道（仮称）八本松スマート I Cの整備により、周辺道路の交通渋滞緩和を図るとともに、地域産業の活性化を図ります。
- ・(国) 2号東広島・安芸バイパスの整備により、現道の渋滞緩和を図るとともに、空港アクセスのリダンダンシーを確保します。
- ・J R西高屋駅における交通結節点としての機能強化を図るため、駅前広場及び自由通路の整備を推進します。

【市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針】

- ・J R八本松駅周辺地区において、土地区画整理事業により交通結節点の強化及び健全な市街地環境の形成を図ります。

【安全・安心な暮らしに関する都市計画の決定の方針】

- ・防災工事や住民の避難体制の構築などハード・ソフトが一体となった防災・減災対策を推進します。また、災害リスクの高い区域の市街化調整区域への編入や立地適正化計画の活用などにより土地利用規制や災害リスクの低い区域への居住誘導を図ります。

【自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針】

- ・西条盆地や黒瀬川流域の豊かな自然環境や特徴的な集落・田園景観を積極的に保全するとともに、これらの自然的環境が有する優れた各種機能を地域特性に応じて有効的に活用します。

【歴史・景観に配慮した都市計画の決定の方針】

- ・西条酒蔵通りや白市地区のまちなみに代表される歴史・文化資源を活かした景観形成を推進します。

【概ね 10 年以内に実施することを予定する主要な事業】

■道路

種別	番号	路線名	区間	場所
高規格幹線道路等	1	山陽自動車道 (仮称)八本松スマート I C	八本松町正力	東広島市
	7	(国) 2号	安芸バイパス	東広島市
一般国道・県道等	11	(国) 2号	西条バイパス(道照交差点)	東広島市
	16	(国) 375号	御菌宇バイパス	東広島市
	17	(国) 375号	御菌宇	東広島市
	30	(都) 上寺家下見線	西条町西条東～寺家	東広島市
	31	(都) 吉行飯田線 4 工区	西条町寺家	東広島市

※ (国) : 一般国道, (都) 都市計画道路

※その他の整備箇所については道路施設の整備計画をご確認ください。

■鉄道

種別	番号	路線名	整備の概要
交通結節点	⑭	(都) 中島杵原線(駅前広場)	J R 西高屋駅北口広場整備
	⑮	(都) 中島線(駅前広場)	J R 西高屋駅南口広場整備
	⑯	(都) 西高屋駅南北線(自由通路)	J R 西高屋駅南北自由通路整備

※ (都) : 都市計画道路

■下水道

下水道名	場所
東広島公共下水道	東広島市

※その他の整備箇所については下水道施設の整備計画をご確認ください。

■河川

水系	番号	河川名	場所
太田川水系	8	関川	東広島市志和町
沼田川水系	14	杵原川	東広島市高屋町
	15	入野川	東広島市高屋町

※その他の整備箇所については河川施設の整備計画をご確認ください。

■防砂の施設（砂防設備等）

種別	番号	事業名	場所
砂防設備 (災害関連緊急事業・ 激甚災害対策特別緊急事業)	52	杉坂下川隣	東広島市志和町志和堀
	53	奥屋川右 1	東広島市志和町奥屋
	56	貞岡川	東広島市志和町別府
	57	大宮川	東広島市西条町下三永
	58	小野川左 3	東広島市志和町別府
	59	小谷川	東広島市黒瀬町市飯田
	60	本頭川隣	東広島市西条町下三永
	61	貞岡川 2	東広島市志和町別府
	62	南城川	東広島市八本松町正力
	63	上飯田川	東広島市八本松町飯田
	65	正力川	東広島市八本松町正力

※その他の整備箇所については砂防設備等の整備計画をご確認ください。

■その他の都市施設

種別	番号	事業名	場所
供給処理施設	1	広島中央エコパーク	東広島市

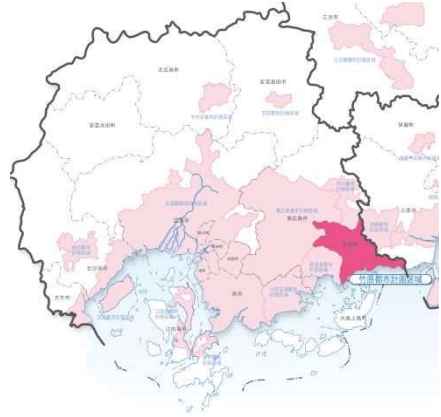
■市街地開発事業

番号	事業名	場所	
5	八本松駅前土地区画整理事業	東広島市	八本松町飯田，原

■都市公園

番号	公園名	場所	
4	東広島運動公園	東広島市	西条町田口，郷曾

区域名称	竹原都市計画区域		
区域の範囲	竹原市		
面積・人口	区域	面積(平成 29 年時点)	人口(平成 27 年時点)
	都市計画区域	11,830 ha	26,426 人
	用途地域	902 ha	19,617 人
広域的 位置づけ (現状と課題)	<p>・本区域は、竹原市の発展を牽引するとともに、竹原港から航路により連絡している大崎上島町に対して、医療、商業などのサービスを提供する役割を担います。</p> <p>・地域拠点である竹原市中心部は、都市機能について東広島市や広島市の中心部による補完を受けつつ、地域医療機能をはじめ、衣料品や家電製品といった買回り品等を取扱う商業機能など、竹原市及び大崎上島町を中心とした地域住民の暮らしを支える役割が求められています。しかし、人口減少が顕著であるため、定住促進を図りながら、都市機能の維持を図ることが課題となっています。</p>		
区域区分の有無	区域区分を定めません		
主要な都市計画に関する方針の特記事項	<p>【土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ J R 竹原駅や忠海駅などの駅周辺や商業・業務機能の一定の集積があり、かつ地域公共交通によるアクセスが可能である地域において、日常の購買や、医療・福祉需要に対応した生活サービス機能の充実など、利便性の向上を図ります。 ・ 臨海部を中心とした既存の工業集積地や内陸部の竹原工業・流通団地は、今後とも本区域の製造業等の集積地として生産活動の利便性の維持・増進を図ります。 ・ 用途地域が指定されている区域において、災害リスクの高い区域が含まれる場合は、必要に応じて、用途地域の見直しや地区計画の活用による土地利用規制の導入を推進します。 ・ 用途白地地域においては、必要に応じて、特定用途制限地域の指定や建蔽率・容積率の最高限度の引き下げ等により、無秩序な開発を抑制します。 <p>【都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 市街地の利便性や快適性の向上を図るため、老朽化する既存インフラの更新と維持に努めつつ、(国) 432 号バイパスや公共下水道の整備を推進します。 <p>【市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 新開地区において、土地区画整理事業により都市基盤整備を行い、健全な市街地環境の形成と土地利用の増進を図ります。 		



	<p>【安全・安心な暮らしに関する都市計画の決定の方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・防災工事や住民の避難体制の構築などハード・ソフトが一体となった防災・減災対策を推進します。また、立地適正化計画の活用などにより、災害リスクの高い区域の土地利用規制や災害リスクの低い区域への居住誘導を図ります。 <p>【自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・朝日山，黒滝山をはじめとする市街地の外縁部の森林や河川・海岸，大久野島等の多様な自然環境は，自然景観を生み出す景観要素として適切に保全，活用を図ります。 <p>【歴史・景観に配慮した都市計画の決定の方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・重要伝統的建造物群保存地区である竹原市竹原地区などに代表される歴史・文化資源の保全を図るとともに，観光資源として活用を図ります。 ・歴史的風致維持向上計画に基づいて歴史的景観の維持・向上を図ります。 ・竹原市景観計画及び景観条例等を策定し，竹原らしい景観の保全，活用を図ります。
--	--

【概ね 10 年以内に実施することを予定する主要な事業】

■道路

種別	番号	路線名	区間	場所
一般国道 ・県道等	13	(国) 185 号	安芸津バイパス	竹原市
	18	(国) 432 号	竹原バイパス	竹原市
	19	(国) 432 号	新開拡幅	竹原市

※ (国) : 一般国道

※その他の整備箇所については道路施設の整備計画をご確認ください。

■下水道

下水道名	場所
竹原公共下水道	竹原市

※その他の整備箇所については下水道施設の整備計画をご確認ください。

■河川

水系	番号	河川名	場所
賀茂川水系	19	賀茂川	竹原市竹原町～東野町

※その他の整備箇所については河川施設の整備計画をご確認ください。

■防砂の施設（砂防設備等）

種別	番号	事業名	場所
砂防設備 (通常砂防事業)	10	田ノ浦下南谷	竹原市田ノ浦
砂防設備 (災害関連緊急事業・激甚災害対策特別緊急事業)	42	仮屋谷川	竹原市港町
	43	賀茂川支川 5	竹原市仁賀町
	44	賀茂川支川 7	竹原市西野町
	45	賀茂川支川 8	竹原市西野町
	46	賀茂川支川 9	竹原市西野町
	47	賀茂川支川 33	竹原市仁賀町
	48	賀茂川支川 41	竹原市西野町
	49	中条川	竹原市東野町
	50	田万里川支川	竹原市田万里町
	51	小梨川支川	竹原市小梨町

※その他の整備箇所については砂防設備等の整備計画をご確認ください。

■市街地開発事業

番号	事業名	場所	
4	新開土地区画整理事業	竹原市	竹原町, 下野町

■都市公園

番号	公園名	場所	
2	バンブー・ジョイ・ハイランド	竹原市	高崎町

区域名称	宮島都市計画区域		
区域の範囲	廿日市市の一部		
面積・人口	区域	面積(平成 29 年時点)	人口(平成 27 年時点)
	都市計画区域	3,039 ha	1,674 人
	用途地域	—	—
広域的 位置づけ (現状と課題)	<p>・本区域は、世界文化遺産である厳島神社や天然記念物瀨山原始林など貴重な自然環境を有し、区域全域が特別史跡・特別名勝、瀬戸内海国立公園、また、区域の一部が風致地区及び伝統的建造物群保存地区に指定されており、観光交流拠点地区としての役割を担います。</p> <p>・地域拠点である宮島町中心部は、観光交流拠点地区としての役割を担うとともに、生活面では、都市機能について廿日市市及び広島市の中心部による補完を受けつつ、地域医療機能をはじめ、衣料品や家電製品といった買回り品等を取扱う商業機能など、地域住民の暮らしを支える役割が求められています。あわせて、近年、国内外からの観光客の増加が注目される一方、人口減少が顕著であり、過疎地域の認識を踏まえ、定住促進を図るとともに、観光と住民の生活が調和したまちづくりが課題となっています。</p>		
区域区分の有無	区域区分を定めません		
主要な都市計画に関する方針の特記事項	<p>【土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全域で特別史跡、特別名勝及び瀬戸内海国立公園などの指定を受けており、世界文化遺産にも登録されている、瀨山を中心とした森林等、文化財や自然的環境の保全を前提とした適切な土地利用を推進します。 ・用途白地地域においては、必要に応じて、特定用途制限地域の指定や建蔽率・容積率の最高限度の引き下げ等により、無秩序な開発を抑制します。 <p>【都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本土との唯一のアクセス手段である海上交通の利便性を確保し、住民の生活不安を解消するとともに、魅力ある観光交流基盤の整備を推進します。 <p>【安全・安心な暮らしに関する都市計画の決定の方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・防災工事や住民の避難体制の構築などハード・ソフトが一体となった防災・減災対策を推進します。また、災害リスクの高い区域は、用途白地地域として維持するとともに、災害リスクの高い区域の土地利用規制や災害リスクの低い区域への居住誘導を図ります。 		



	<p>【自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本区域全体が瀬戸内海国立公園特別地域に指定されており，海岸，森林，河川等の自然的環境の適切な保全を図ります。 ・国際的な観光拠点としての魅力を高めるため，水と緑のネットワークを意識し，宮島特有の自然環境の保全・活用を図ります。 <p>【歴史・景観に配慮した都市計画の決定の方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「廿日市市宮島町伝統的建造物群保存地区保存活用計画」に基づき，伝統的建造物などの保存や修理に対する支援や，歴史的なまちなみに調和する建築物の修景整備に対する支援を行いながら，地域総ぐるみで歴史的なまちなみを保存・継承するとともに，それらを活用することで地域の活性化を図ります。
--	---

【概ね 10 年以内に実施することを予定する主要な事業】

■下水道

下水道名	場所
宮島公共下水道	廿日市市宮島町

※その他の整備箇所については下水道施設の整備計画をご確認ください。

■防砂の施設（砂防設備等）

種別	番号	事業名	場所
砂防設備 (通常砂防事業)	13	縦谷川支川	廿日市市宮島町

※その他の整備箇所については砂防設備等の整備計画をご確認ください。

区域名称	安芸津都市計画区域		
区域の範囲	東広島市の一部		
面積・人口	区域	面積(平成 29 年時点)	人口(平成 27 年時点)
	都市計画区域	6,508 ha	9,880 人
	用途地域	323 ha	6,076 人
広域的 位置づけ (現状と課題)	<p>・地域拠点である安芸津町中心部は、都市機能について東広島市や広島市の中心部による補完を受けつつ、地域医療機能をはじめ、衣料品や家電製品といった買回り品等を取扱う商業機能など、地域住民の暮らしを支える役割が求められています。しかし、人口減少が顕著であるため、定住促進を図りながら、都市機能の維持を図ることが課題となっています。</p> 		
区域区分の有無	区域区分を定めません		
主要な都市計画に関する方針の特記事項	<p>【土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・JR安芸津駅周辺や商業・業務機能の一定の集積があり、かつ地域公共交通によるアクセスが可能である地域において、日常の購買や、医療・福祉需要に対応した生活サービス機能の充実など、利便性の向上を図ります。 ・臨海部を中心とした既存の工業集積地は、今後とも本区域の製造業等の集積地として生産活動の利便性の維持・増進を図ります。 ・用途地域が指定されている区域において、災害リスクの高い区域が含まれる場合は、必要に応じて、用途地域の見直しや地区計画の活用による土地利用規制の導入を推進します。 ・用途白地地域においては、必要に応じて、特定用途制限地域の指定や建蔽率・容積率の最高限度の引き下げ等により、無秩序な開発を抑制します。 <p>【都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市街地の利便性や快適性の向上を図るため、老朽化する既存インフラの更新と維持に努めつつ、(国)185号安芸津バイパスや公共下水道の整備を推進します。 <p>【市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・既存ストックが集積する中心市街地や都市基盤整備が不十分な既成市街地等において、良好な市街地形成による拠点性の向上を図るため、合理的な都市機能の更新や効率的な都市基盤整備を目的とした、市街地開発事業の活用を必要に応じて検討します。 		

	<p>【安全・安心な暮らしに関する都市計画の決定の方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・防災工事や住民の避難体制の構築などハード・ソフトが一体となった防災・減災対策を推進します。また、立地適正化計画の活用などにより、災害リスクの高い区域の土地利用規制や災害リスクの低い区域への居住誘導を図ります。 <p>【自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市街地に迫る山岳稜線と海からの丘陵景観，ミカン畑や馬鈴薯畑等の農地景観を含む自然環境等を適切に保全，活用します。 <p>【歴史・景観に配慮した都市計画の決定の方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・瀬戸内海国立公園に指定されている森林及び海洋部など風光明媚な自然景観の保全を図ります。
--	--

【概ね 10 年以内に実施することを予定する主要な事業】

■道路

種別	番号	路線名	区間	場所
一般国道 ・ 県道等	13	(国) 185 号	安芸津バイパス	東広島市

※ (国) : 一般国道

※その他の整備箇所については道路施設の整備計画をご確認ください。

■下水道

下水道名	場所
安芸津公共下水道	東広島市安芸津町

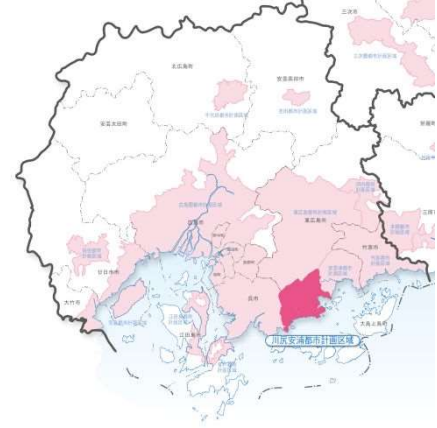
※その他の整備箇所については下水道施設の整備計画をご確認ください。

■防砂の施設（砂防設備等）

種別	番号	事業名	場所
砂防設備 (災害関連緊急事業・ 激甚災害対策特別緊急事業)	54	蚊無中西谷	東広島市安芸津町三津
	64	蚊無中東谷	東広島市安芸津町三津

※その他の整備箇所については砂防設備等の整備計画をご確認ください。

区域名称	川尻安浦都市計画区域		
区域の範囲	呉市の一部		
面積・人口	区域	面積(平成 29 年時点)	人口(平成 27 年時点)
	都市計画区域	7,979 ha	19,220 人
	用途地域	644 ha	16,790 人
広域的 位置づけ (現状と課題)	<p>・本区域は、瀬戸内海国立公園に指定されている野呂山を背後に、重要伝統的建造物群保存地区である豊町御手洗をはじめとした歴史的資源を持つ安芸灘諸島へと開けた自然と歴史の周遊ルートとしての役割を担います。</p> <p>・地域拠点である川尻町・安浦町中心部では、都市機能について呉市や広島市の中心部による補完を受けつつ、地域医療機能をはじめ、衣料品や家電製品といった買回り品等を取扱う商業機能など、地域住民の暮らしを支える役割が求められています。しかし、人口減少が顕著であるため、定住促進を図りながら、都市機能の維持を図ることが課題となっています。</p>		
区域区分の有無	区域区分を定めません		
主要な都市計画に関する方針の特記事項	<p>【土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ J R 安芸川尻駅、安浦駅及び安登駅周辺や、商業・業務機能の一定の集積があり、かつ地域公共交通によるアクセスが可能である地域において、日常の購買や、医療・福祉需要に対応した生活サービス機能の充実など、利便性の向上を図ります。 ・臨海部を中心とした既存の工業集積地は、今後とも本区域の製造業等の集積地として生産活動の利便性の維持・増進を図ります。 ・用途地域が指定されている区域において、災害リスクの高い区域が含まれる場合は、必要に応じて、用途地域の見直しや地区計画の活用による土地利用規制の導入を推進します。 ・用途白地地域においては、必要に応じて、特定用途制限地域の指定や建蔽率・容積率の最高限度の引き下げ等により、無秩序な開発を抑制します。 <p>【都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域間及び地域内道路の整備の促進、J R 呉線をはじめとする公共交通の機能強化やバリアフリー整備の推進により、地域の実情に応じた交通ネットワークの維持・充実を図ります。 ・市街地の安全性や快適性の向上を図るため河川・砂防事業を推進するとともに、老朽化する既存インフラの更新と維持に努めつつ、公共下水道の整備を推進します。 		



【市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針】

- ・既存ストックが集積する中心市街地や都市基盤整備が不十分な既成市街地等において、良好な市街地形成による拠点性の向上を図るため、合理的な都市機能の更新や効率的な都市基盤整備を目的とした、市街地開発事業の活用を必要に応じて検討します。

【安全・安心な暮らしに関する都市計画の決定の方針】

- ・防災工事や住民の避難体制の構築などハード・ソフトが一体となった防災・減災対策を推進します。また、立地適正化計画の活用などにより、災害リスクの高い区域の土地利用規制や災害リスクの低い区域への居住誘導を図ります。

【自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針】

- ・瀬戸内海国立公園に指定されている野呂山や瀬戸内海沿岸の七浦自然海浜保全地区などの多様な自然環境は、自然景観を生み出す景観要素として保全するとともに、レクリエーションの場としても活用を図ります。

【歴史・景観に配慮した都市計画の決定の方針】

- ・呉市景観計画に基づき、野呂山からの山と多島美の眺望をはじめとした良好な景観の保全を図ります。

【概ね 10 年以内に実施することを予定する主要な事業】

■河川

水系	番号	河川名	場所
野呂川水系	18	中畑川	呉市安浦町

※その他の整備箇所については河川施設の整備計画をご確認ください。

■下水道

下水道名	場所
川尻安浦公共下水道	呉市川尻町・安浦町

※その他の整備箇所については下水道施設の整備計画をご確認ください。

■防砂の施設（砂防設備等）

種別	番号	事業名	場所
砂防設備(通常砂防事業)	7	光明寺川	呉市川尻町
砂防設備 (災害関連緊急事業・ 激甚災害対策特別緊急事業)	23	石ヶ鼻川	呉市安浦町原畑
	30	中ヶ原川	呉市安浦町下垣内
	32	水尻川	呉市安浦町三津口
	41	泉谷川	呉市安浦町中畑

※その他の整備箇所については砂防設備等の整備計画をご確認ください。

区域名称	江田島都市計画区域		
区域の範囲	江田島市の一部		
面積・人口	区域	面積(平成 29 年時点)	人口(平成 27 年時点)
	都市計画区域	3,746 ha	15,783 人
	用途地域	196 ha	5,902 人
広域的 位置づけ (現状と課題)	<p>・地域拠点である江田島市中心部では、都市機能について呉市や広島市の中心部による補完を受けつつ、地域医療機能をはじめ、衣料品や家電製品といった買回り品等を取扱う商業機能など、地域住民の暮らしを支える役割が求められています。しかし、人口減少が顕著であるため、定住促進を図りながら、都市機能の維持を図ることが課題となっています。</p> 		
区域区分の有無	区域区分を定めません		
主要な都市計画に関する方針の特記事項	<p>【土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市役所周辺や小用地区などの商業・業務機能の一定の集積があり、かつ地域公共交通によるアクセスが可能である地域において、日常の購買や、医療・福祉需要に対応した生活サービス機能の充実など、利便性の向上を図ります。 ・臨海部を中心とした既存の工業集積地は、今後とも本区域の製造業等の集積地として生産活動の利便性の維持・増進を図ります。 ・用途地域が指定されている区域において、災害リスクの高い区域が含まれる場合は、必要に応じて、用途地域の見直しや地区計画の活用による土地利用規制の導入を推進します。 ・用途白地地域においては、必要に応じて、特定用途制限地域の指定や建蔽率・容積率の最高限度の引き下げ等により、無秩序な開発を抑制します。 <p>【都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市街地の利便性や快適性の向上を図るため、老朽化する既存インフラの更新と維持に努めつつ、幹線道路や公共下水道の整備を推進します。 <p>【市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・既存ストックが集積する中心市街地や都市基盤整備が不十分な既成市街地等において、良好な市街地形成による拠点性の向上を図るため、合理的な都市機能の更新や効率的な都市基盤整備を目的とした、市街地開発事業の活用を必要に応じて検討します。 		

	<p>【安全・安心な暮らしに関する都市計画の決定の方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・防災工事や住民の避難体制の構築などハード・ソフトが一体となった防災・減災対策を推進します。また、立地適正化計画の活用などにより、災害リスクの高い区域の土地利用規制や災害リスクの低い区域への居住誘導を図ります。 <p>【自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本区域の大半を森林等が占め、周囲は瀬戸内海で囲まれているなど自然環境に恵まれており、これらの自然環境を適切に保全、活用します。 <p>【歴史・景観に配慮した都市計画の決定の方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・旧海軍兵学校を中心とした歴史的資源などの個性豊かな地域資源を保全します。
--	--

【概ね 10 年以内に実施することを予定する主要な事業】

■道路

種別	番号	路線名	区間	場所
一般国道 ・県道等	21	(国) 487 号	中郷	江田島市

※(国)：一般国道

※その他の整備箇所については道路施設の整備計画をご確認ください。

■下水道

下水道名	場所
江田島公共下水道	江田島市

※その他の整備箇所については下水道施設の整備計画をご確認ください。

■防砂の施設（砂防設備等）

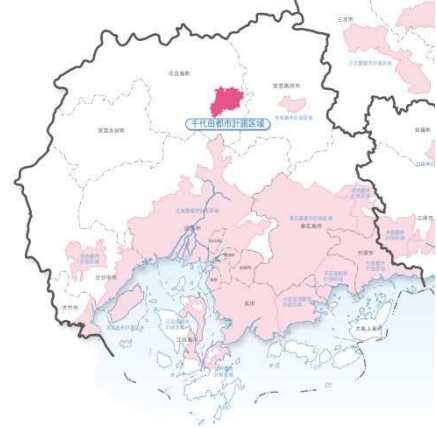
種別	番号	事業名	場所
砂防設備 (通常砂防事業)	14	ハタガミ川	江田島市江田島町
砂防設備 (災害関連緊急事業・ 激甚災害対策特別緊急事業)	66	長谷川支川	江田島市江田島町切串
	67	秋月川	江田島市江田島町秋月
	68	渡川隣2	江田島市江田島町宮ノ原
	69	アカエ子川	江田島市江田島町小用

※その他の整備箇所については砂防設備等の整備計画をご確認ください。

■都市公園

番号	公園名	場所	
5	江田島市総合運動公園外 4 公園	江田島市	大柿町飛渡瀬外

区域名称	千代田都市計画区域		
区域の範囲	北広島町の一部		
面積・人口	区域	面積(平成 29 年時点)	人口(平成 27 年時点)
	都市計画区域	2,839 ha	7,391 人
	用途地域	489 ha	3,257 人
広域的 位置づけ (現状と課題)	<p>・本区域は、中国縦貫自動車道と中国横断自動車道広島浜田線との交差部に位置し、近接する島根県や備北圏域との広域的な交流・連携を図りながら、広島圏域北部の振興に向けた先導的役割が期待されています。</p> <p>・地域拠点である北広島町中心部では、都市機能について広島市の中心部による補完を受けつつ、地域医療機能をはじめ、衣料品や家電製品といった買回り品等を取扱う商業機能など、地域住民の暮らしを支える役割が求められています。しかし、人口減少が顕著であるため、定住促進を図りながら、都市機能の維持を図ることが課題となっています。</p>		
区域区分の有無	区域区分を定めません		
主要な都市計画に関する方針の特記事項	<p>【土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・町役場や支所周辺などの商業・業務機能の一定の集積があり、かつ地域公共交通によるアクセスが可能である地域において、日常の購買や、医療・福祉需要に対応した生活サービス機能の充実など、利便性の向上を図ります。 ・千代田工業・流通団地や氏神工業団地は、芸北エリア最大の産業集積地であり、今後とも本区域の製造業等の集積地として生産活動の利便性の維持・増進を図ります。 ・用途地域が指定されている区域において、災害リスクの高い区域が含まれる場合は、必要に応じて、用途地域の見直しや地区計画の活用による土地利用規制の導入を推進します。 ・用途白地地域においては、必要に応じて、特定用途制限地域の指定や建蔽率・容積率の最高限度の引き下げ等により、無秩序な開発を抑制します。 <p>【都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市街地の安全性や快適性の向上を図るため河川整備を推進するとともに、老朽化する既存インフラの更新と維持に努めつつ、公共下水道の整備を推進します。 <p>【市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・既存ストックが集積する中心市街地や都市基盤整備が不十分な既成市街地等 		



において、良好な市街地形成による拠点性の向上を図るため、合理的な都市機能の更新や効率的な都市基盤整備を目的とした、市街地開発事業の活用を必要に応じて検討します。

【安全・安心な暮らしに関する都市計画の決定の方針】

- ・防災工事や住民の避難体制の構築などハード・ソフトが一体となった防災・減災対策を推進します。また、立地適正化計画の活用などにより、災害リスクの高い区域の土地利用規制や災害リスクの低い区域への居住誘導を図ります。

【自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針】

- ・市街地の外縁部の森林や河川等の自然環境は、自然景観を生み出す景観要素として適切に保全、活用を図ります。

【歴史・景観に配慮した都市計画の決定の方針】

- ・国指定の重要文化財である竜山八幡神社本殿などの歴史的遺産や神楽に代表される伝統文化など、歴史・文化資源を活かした都市景観の形成を図ります。

【概ね10年以内に実施することを予定する主要な事業】

■下水道

下水道名	場所
千代田公共下水道	北広島町

※その他の整備箇所については下水道施設の整備計画をご確認ください。

■河川

水系	番号	河川名	場所
江の川水系	12	江の川	北広島町千代田～大朝町
	13	志路原川	北広島町千代田

※その他の整備箇所については河川施設の整備計画をご確認ください。

区域名称	吉田都市計画区域		
区域の範囲	安芸高田市の一部		
面積・人口	区域	面積(平成 29 年時点)	人口(平成 27 年時点)
	都市計画区域	1,253 ha	5,876 人
	用途地域	178 ha	4,009 人
広域的 位置づけ (現状と課題)	<p>・地域拠点である安芸高田市中心部では、都市機能について広島市の中心部による補完を受けつつ、地域医療機能をはじめ、衣料品や家電製品といった買回り品等を取扱う商業機能など、地域住民の暮らしを支える役割が求められています。しかし、人口減少が顕著であるため、定住促進を図りながら、都市機能の維持を図ることが課題となっています。</p> 		
区域区分の有無	区域区分を定めません		
主要な都市計画に関する方針の特記事項	<p>【土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市役所周辺などの商業・業務機能の一定の集積があり、かつ地域公共交通によるアクセスが可能である地域において、日常の購買や、医療・福祉需要に対応した生活サービス機能の充実など、利便性の向上を図ります。 ・高田工業団地や日南山工業団地などの既存の工業集積地は、今後とも本区域の製造業等の集積地として生産活動の利便性の維持・増進を図ります。 ・用途地域が指定されている区域において、災害リスクの高い区域が含まれる場合は、必要に応じて、用途地域の見直しや地区計画の活用による土地利用規制の導入を推進します。 ・用途白地地域においては、必要に応じて、特定用途制限地域の指定や建蔽率・容積率の最高限度の引き下げ等により、無秩序な開発を抑制します。 <p>【都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市街地の利便性や快適性の向上を図るため、老朽化する既存インフラの更新と維持に努めつつ、(主)吉田豊栄線などの幹線道路や公共下水道の整備を推進します。 <p>【市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・既存ストックが集積する中心市街地や都市基盤整備が不十分な既成市街地等において、良好な市街地形成による拠点性の向上を図るため、合理的な都市機能の更新や効率的な都市基盤整備を目的とした、市街地開発事業の活用を必要に応じて検討します。 		

	<p>【安全・安心な暮らしに関する都市計画の決定の方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・防災工事や住民の避難体制の構築などハード・ソフトが一体となった防災・減災対策を推進します。また，立地適正化計画の活用などにより，災害リスクの高い区域の土地利用規制や災害リスクの低い区域への居住誘導を図ります。 <p>【自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・史跡毛利氏城跡（郡山城跡や多治比猿掛城跡）とその周辺の森林や河川等の自然環境は，自然景観を生み出すための景観要素として，適切な保全を図ります。 <p>【歴史・景観に配慮した都市計画の決定の方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・史跡毛利氏城跡（郡山城跡や多治比猿掛城跡）などに代表される多様な歴史・文化資源の保全を図ります。
--	--

【概ね 10 年以内に実施することを予定する主要な事業】

■道路

種別	番号	路線名	区間	場所
高規格幹線道路等	10	(主) 吉田豊栄線	向原吉田道路	安芸高田市

※ (主) : 主要地方道

※その他の整備箇所については道路施設の整備計画をご確認ください。

区域名称	河内都市計画区域		
区域の範囲	東広島市の一部		
面積・人口	区域	面積(平成 29 年時点)	人口(平成 27 年時点)
	都市計画区域	5,397 ha	5,320 人
	用途地域	213 ha	2,328 人
広域的 位置づけ (現状と課題)	<p>・地域拠点である河内町中心部は、都市機能について東広島市や広島市の中心部による補完を受けつつ、地域医療機能をはじめ、衣料品や家電製品といった買回り品等を取扱う商業機能など、地域住民の暮らしを支える役割が求められています。しかし、人口減少が顕著であるため、定住促進を図りながら、都市機能の維持を図ることが課題となっています。</p> 		
区域区分の有無	区域区分を定めません		
主要な都市計画に関する方針の特記事項	<p>【土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ J R河内駅周辺などの商業・業務機能の一定の集積があり、かつ地域公共交通によるアクセスが可能である地域において、日常の購買や、医療・福祉需要に対応した生活サービス機能の充実など、利便性の向上を図ります。 ・ 河内臨空団地などの既存の工業集積地は、今後とも本区域の製造業等の集積地として生産活動の利便性の維持・増進を図ります。 ・ 用途地域が指定されている区域において、災害リスクの高い区域が含まれる場合は、必要に応じて、用途地域の見直しや地区計画の活用による土地利用規制の導入を推進します。 ・ 用途白地地域においては、必要に応じて、特定用途制限地域の指定や建蔽率・容積率の最高限度の引き下げ等により、無秩序な開発を抑制します。 <p>【都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 市街地の安全性や快適性の向上を図るため河川・砂防事業を推進するとともに、老朽化する既存インフラの更新と維持に努めつつ、公共下水道の整備を推進します。 <p>【市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 既存ストックが集積する中心市街地や都市基盤整備が不十分な既成市街地等において、良好な市街地形成による拠点性の向上を図るため、合理的な都市機能の更新や効率的な都市基盤整備を目的とした、市街地開発事業の活用を必要に応じて検討します。 		

	<p>【安全・安心な暮らしに関する都市計画の決定の方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・防災工事や住民の避難体制の構築などハード・ソフトが一体となった防災・減災対策を推進します。また、立地適正化計画の活用などにより、災害リスクの高い区域の土地利用規制や災害リスクの低い区域への居住誘導を図ります。 <p>【自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県立自然公園に指定されている竹林寺用倉山や白竜湖などに代表される自然景観の保全を図るとともに、広島空港との近接性を活かして観光資源としての活用を図ります。 <p>【歴史・景観に配慮した都市計画の決定の方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・集落を取り囲む森林及び周囲の環境と調和した赤瓦の家屋に象徴される田園風景の保全を図ります。
--	---

【概ね 10 年以内に実施することを予定する主要な事業】

■下水道

下水道名	場所
河内公共下水道	東広島市河内町

※その他の整備箇所については下水道施設の整備計画をご確認ください。

■河川

水系	番号	河川名	場所
沼田川水系	15	入野川	東広島市河内町

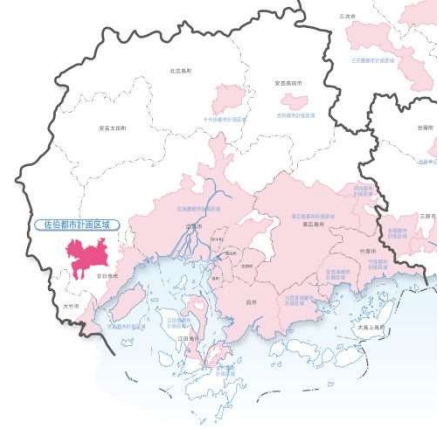
※その他の整備箇所については河川施設の整備計画をご確認ください。

■防砂の施設（砂防設備等）

種別	番号	事業名	場所
砂防設備 (通常砂防事業)	12	滝の川	東広島市河内町
砂防設備 (災害関連緊急事業・ 激甚災害対策特別緊急事業)	55	奥条川	東広島市河内町中河内

※その他の整備箇所については砂防設備等の整備計画をご確認ください。

区域名称	佐伯都市計画区域		
区域の範囲	廿日市市の一部		
面積・人口	区域	面積(平成 29 年時点)	人口(平成 27 年時点)
	都市計画区域	3,887 ha	8,244 人
	用途地域	262 ha	4,187 人
広域的 位置づけ (現状と課題)	<p>・地域拠点である佐伯町中心部では、都市機能について廿日市市や広島市の中心部による補完を受けつつ、地域医療機能をはじめ、衣料品や家電製品といった買回り品等を取扱う商業機能など、地域住民の暮らしを支える役割が求められています。しかし、人口減少が顕著であるため、定住促進を図りながら、都市機能の維持を図ることが課題となっています。</p> <p>・本区域は、自然的環境に恵まれた区域であるとともに、市街地に隣接・近接して優良な農地があり、農と調和した田園居住都市として位置付けられます。</p>		
区域区分の有無	区域区分を定めません		
主要な都市計画に関する方針の特記事項	<p>【土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> 支所周辺などの商業・業務機能の一定の集積があり、かつ地域公共交通によるアクセスが可能である地域において、日常の購買や、医療・福祉需要に対応した生活サービス機能の充実など、利便性の向上を図ります。 佐伯工業団地などの既存の工業集積地は、今後とも本区域の製造業等の集積地として生産活動の利便性の維持・増進を図ります。 用途地域が指定されている区域において、災害リスクの高い区域が含まれる場合は、必要に応じて、用途地域の見直しや地区計画の活用による土地利用規制の導入を推進します。 用途白地地域においては、必要に応じて、特定用途制限地域の指定や建蔽率・容積率の最高限度の引き下げ等により、無秩序な開発を抑制します。 <p>【都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> 今後の市街化の動向等を踏まえ、老朽化する既存インフラの更新と維持に努めつつ、必要な都市施設の整備について検討します。 <p>【市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> 既存ストックが集積する中心市街地や都市基盤整備が不十分な既成市街地等において、良好な市街地形成による拠点性の向上を図るため、合理的な都市機能の更新や効率的な都市基盤整備を目的とした、市街地開発事業の活用を必要に応じて検討します。 		



【安全・安心な暮らしに関する都市計画の決定の方針】

- ・防災工事や住民の避難体制の構築などハード・ソフトが一体となった防災・減災対策を推進します。また，立地適正化計画の活用などにより，災害リスクの高い区域の土地利用規制や災害リスクの低い区域への居住誘導を図ります。

【自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針】

- ・森林や小瀬川などの河川等の自然環境が生み出す自然景観を保全します。また，佐伯総合スポーツ公園とともに圏域のレクリエーションの場として活用を図ります。

【歴史・景観に配慮した都市計画の決定の方針】

- ・都市景観と自然景観が調和した田園居住のまちにふさわしい景観の形成を図ります。

区域名称	音戸都市計画区域		
区域の範囲	呉市の一部		
面積・人口	区域	面積(平成 29 年時点)	人口(平成 27 年時点)
	都市計画区域	1,246 ha	11,653 人
	用途地域	—	—
広域的 位置づけ (現状と課題)	<ul style="list-style-type: none"> ・本区域は、呉市南部の島しょ部の物流と人流の玄関口としての役割を担います。 ・地域拠点である音戸町中心部では、都市機能について呉市及び広島市の中心部による補完を受けつつ、地域医療機能をはじめ、衣料品や家電製品といった買回り品等を取扱う商業機能など、地域住民の暮らしを支える役割が求められています。しかし、人口減少が顕著であるため、定住促進を図りながら、都市機能の維持を図ることが課題となっています。 		
区域区分の有無	区域区分を定めません		
主要な都市計画に関する方針の特記事項	<p>【土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・支所周辺など、商業・業務機能の一定の集積があり、かつ地域公共交通によるアクセスが可能である地域において、日常の購買や、医療・福祉需要に対応した生活サービス機能の充実など、利便性の向上を図ります。 ・用途白地地域においては、必要に応じて、特定用途制限地域の指定や建蔽率・容積率の最高限度の引き下げ等により、無秩序な開発を抑制します。 <p>【都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域間及び地域内道路の整備の促進、バス等の公共交通の機能強化やバリアフリー整備の推進により、地域の実情に応じた交通ネットワークの維持・充実に図ります。 ・市街地の安全性向上を図るため砂防事業を推進します。 <p>【市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・既存ストックが集積する中心市街地や都市基盤整備が不十分な既成市街地等において、良好な市街地形成による拠点性の向上を図るため、合理的な都市機能の更新や効率的な都市基盤整備を目的とした、市街地開発事業の活用を必要に応じて検討します。 <p>【安全・安心な暮らしに関する都市計画の決定の方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・防災工事や住民の避難体制の構築などハード・ソフトが一体となった防災・減災対策を推進します。また、立地適正化計画の活用などにより、災害リス 		

	<p>クの高い区域の土地利用規制や災害リスクの低い区域への居住誘導を図ります。</p> <p>【自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本区域は島の中央にある森林を背景に瀬戸内海に面した土地の区域に定められており，市街地と一体となった自然環境を適切に保全，活用を図ります。 <p>【歴史・景観に配慮した都市計画の決定の方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・呉市景観計画に基づき，古くから瀬戸内海交通の要衝である音戸の瀬戸など，島の歴史と自然の景観の保全を図ります。
--	---

【概ね 10 年以内に実施することを予定する主要な事業】

■防砂の施設（砂防設備等）

種別	番号	事業名	場所
砂防設備 (災害関連緊急事業・ 激甚災害対策特別緊急事業)	27	菅原川支川	呉市音戸町北隠戸
	33	鯉ノ浦川隣	呉市音戸町早瀬
	34	鯉ノ浦川隣 2	呉市音戸町早瀬
	37	岡棟川	呉市音戸町先奥

※その他の整備箇所については砂防設備等の整備計画をご確認ください。

用語解説

用語解説

【A・B・C】

DID

国勢調査において、一定程度以上の人口密度(40人/ha)がある、相当規模の既成市街地として定義された地区。

GIS (Geographic Information System)

地理的位置を手がかりに、位置に関する情報を持ったデータ(空間データ)を総合的に管理・加工し、視覚的に表示し、高度な分析や迅速な判断を可能にする技術。(地理情報システム)

MaaS (Mobility as a Service)

スマホアプリ等により、地域住民や旅行者一人一人のトリップ単位での移動ニーズに対応して複数の公共交通やそれ以外の移動サービスを最適に組み合わせて、検索・予約・決済等を一括で行うサービス。新たな移動手段(シェアサイクル等)や関連サービス(観光チケットの購入等)も組み合わせることが可能。

PFI (Private Finance Initiative)

公共事業や公共施設の建設、維持管理、運営等を民間企業に委ね、その資金や経営ノウハウ、技術ノウハウを活用するという手法のこと。

SNS (Social Networking Service)

社会的なネットワークをインターネット上で構築するサービス。

Uターン

大都市圏の居住者が地方に移住する動きの総称のこと。

Uターン: 地方からどこか別の地域へ移り住み、その後また元の地方へ戻り住むこと。

Iターン: 生まれ育った地域(主に大都市)からどこか別の地方へ移り住むこと。

Jターン: 地方からどこか別の地域(主に大都市)に移り住み、その後生まれ育った地方近くの(大都市よりも規模の小さい)地方大都市圏や、中規模な都市へ戻り住むこと。

【あ行】

イノベーション

単なる技術革新や新技術の開発ではなく、社会システムや制度全体を含めて、革新・刷新することにより、新しい価値を次々と生み出していくこと。

イノベーション・エコシステム

大学・研究機関、起業家・ベンチャー、企業、金融機関など多様な関係者が集積または連携することで、連鎖的にイノベーションを生み出すビジネス環境を、自然環境の生態系になぞらえたもの。

インセンティブ

目標達成や意欲向上のための報奨。

インバウンド

外から内へ入ってくる流れや方向を表す言葉で、海外から日本へ来る観光客のこと。

エネルギーの面的利用

建築物単体毎の供給・利用ではなく、エネルギープラントにより特定の地域に一括してエネルギー供給・共同利用ことで、エネルギー利用を効率化し、地区全体のエネルギー消費量を削減する取組を想定している。

エリアマネジメント

地域における良好な環境や地域の価値を維持向上させるための、住民・事業主・地権者等による主体的な取組のこと。

※県や市町はこのような活動に取り組むエリアマネジメント団体の立ち上げに向け、ワークショップや勉強会の開催など技術的な支援を行うことで、エリアマネジメント団体による地域の仕組みや財産などを活用したまちづくりの促進を図る。

また、まちづくりを継続的に行うためには、エリアマネジメント活動を行うための安定した財源の確保が必要となるため、市町がエリアマネジメント活動に要する費用を受益者から徴収し、都市再生推進法人として指定したエリアマネジメント団体に交付金として交付する地域再生エリアマネジメント負担金制度の活用を検討する。

【か行】

買回り品

日常的に購入する食料品等を除く、衣料品や家電製品、家具などの耐久消費財。

急傾斜地崩壊危険区域

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に基づき指定される区域で、崩壊するおそれのある急傾斜地で、その崩壊により相当数の居住者その他の者に危害が生ずるおそれのあるもの及びこれに隣接する土地のうち、当該急傾斜地の崩壊が助長され、又は誘発されるおそれがないようにするため指定される区域。

居住誘導区域

人口減少の中にあっても一定エリアにおいて人口密度を維持することにより、生活サービスやコミュニティが持続的に確保されるよう、居住を誘導すべき区域。

区域区分

無秩序な市街化を防止し、計画的に市街化を進めるため、都市計画区域を「市街化区域」と「市街化調整区域」に区分すること。「線引き制度」とも呼ばれる。

グローバル化

モノ、カネ、情報、そして、人や企業が国境を越えて移動し、地球規模で国という枠を含めたそれぞれの社会が大きく変貌していくこと。

景観協定

景観計画区域内の一団の土地について、良好な景観の形成を図るため、土地所有者等の全員の合意により、当該土地の区域における良好な景観の形成に関する事項を定めた協定。

景観計画

景観行政団体が、良好な景観の形成を図るため、その区域、良好な景観の形成に関する基本的な方針、行為の制限に関する事項等を定める計画。

建築協定

住宅地としての環境又は商店街としての利便を高度に維持増進する等建築物の利用を増進し、

かつ、土地の環境を改善するためことを目的として、土地の所有者及び借地権を有する者が当該土地について一定の区域を定め、その区域内における建築物の敷地、位置、構造、用途、形態、意匠又は建築設備に関する基準について定めた協定。

高次都市機能

日常生活を営む圏域を超えて広域的に影響を及ぼし、地域の自立的発展に資する都市機能。

コジェネレーション・システム

天然ガス、石油、LPガス等を燃料として、エンジン、タービン、燃料電池等の方式により発電し、その際に生じる廃熱も同時に回収するシステム。

50戸連たん

市街化区域に隣接し、又は近接し、かつ、自然的社会的諸条件から市街化区域と一体的な日常生活圏を構成していると認められる地域であっておおむね50以上の建築物（市街化区域内に存するものを含む。）が連たんしていること。

コンパクト+ネットワーク型の都市

人口減少・高齢化が進む中、特に地方都市においては、地域の活力を維持するとともに、医療・福祉・商業等の生活機能を確保し、高齢者が安心して暮らせるよう、地域公共交通と連携して、コンパクトなまちづくりを進める都市。

【さ行】

再生可能エネルギー

太陽光や太陽熱、水力、風力、バイオマス、地熱などの一度利用しても比較的短期間に再生が可能であり、資源が枯渇しないエネルギーの総称。

市街化区域

都市計画法に基づく都市計画区域のうち、市街地として、積極的に開発・整備する区域。具体的には、すでに市街地を形成している区域、及びおおむね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域をいう。

市街化調整区域

都市計画法に基づく都市計画区域のうち、市街化を抑制すべき区域。

市街地再開発事業

都市における土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図るため、都市再開発法に基づき、市街地内の老朽木造建築物が密集している地区等において、細分化された敷地の統合、不燃化された共同建築物の建築、公園、広場、街路等の公共施設の整備等を行うこと。

市民緑地制度

土地所有者や人工地盤・建築物などの所有者と地方公共団体又は緑地管理機構が契約を締結し、緑地や緑化施設を公開する制度。

住区基幹公園

主として徒歩圏内に居住する者の利用に供することを目的とする都市公園。その機能から街区公園、近隣公園、地区公園に区分される。

住宅ストック

ある時点までにその地域に蓄積されている既存住宅のこと。

集約型都市構造

都市の無秩序な拡散を抑制し、都市機能の集積を促進する集約拠点とその他の地域を公共交通ネットワークで有機的に連携させる都市構造。

準都市計画区域

インターチェンジ周辺等、都市計画区域外であっても建築活動が活発に行われる等土地利用の規制誘導を行わず放置すれば、将来の都市整備等に支障がある区域。土地利用の整序又は環境の保全を目的としており、土地利用に関する都市計画を定めることはできるが、都市施設や市街地開発事業は定めないこととなっている。

スマートシティ

都市が抱える諸課題に対して、ICT等の新技術を活用しつつ、マネジメント（計画・整備・管理・運営）が行われ、全体最適化が図られる持続可能な都市または地区。

生産緑地地区

市街化区域内にある農地等で、公害又は災害の防止、農林漁業と調和した都市環境の保全等良好な生活環境の確保に相当の効用があり、かつ、公共施設等の敷地の用に供する土地として適している500㎡以上の規模の区域。（市区町村が条例を定めれば、面積要件を300㎡まで引き下げることが可能）

線引き都市計画区域

都市計画区域のうち、区域区分が定められているもの。

【た行】

楕円形の都心づくり

「ひろしま都心活性化プラン(2017年3月 広島県・広島市)」で示された、広島駅周辺地区と紙屋町・八丁堀地区を都心の東西の核と位置付け、都市機能の集積・強化を図ることにより、相互に刺激し高め合う都心づくりのこと。

地域高規格道路

高規格幹線道路と一体となって、地域発展の核となる都市圏の育成や地域相互の交流促進、空港・港湾等の広域交通拠点との連結等に資する路線。

地域制緑地

法律又は条例による規制により、良好な環境を保全する地域をいいます。（風致地区、緑地保全地域など）

地区計画

地区の特性を活かした個性的で良好な環境の街区の整備及び保全を図ることを目的として、都市計画法に基づき一体的な街区について、主として街区内の居住者等の利用に供される道路、公園等の施設の整備、建築物の建築等に関し必要な事項を一体的かつ総合的に定めて街区内の開発行為等を規制し、誘導していくために、市町村が都市計画として定める制度。

低未利用地

適正な利用が図られるべき土地であるにもかかわらず、長期間に渡り利用されていない「未利

用地」と、周辺地域の利用状況に比べて利用の程度（利用頻度、整備水準、管理状況など）が低い「低利用地」の総称。

テレワーク

「情報通信技術（ICT = Information and Communication Technology）を活用した時間や場所を有効に活用できる柔軟な働き方」のこと。Tel（離れて）と Work（仕事）を組み合わせた造語で、本拠地のオフィスから離れた場所で、ICTをつかって仕事をする事。

田園住居地域

住宅と農地が混在し、両者が調和して良好な居住環境と営農環境を形成している住居系用途地域。

伝統的建造物群保存地区

伝統的建造物群及びこれと一体をなしてその価値を形成している環境を保存するため、市町村が定める地区。

特定空家

そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態又は著しく衛生上有害となるおそれのある状態、適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態にあると認められる空家等。

特定用途制限地域

用途地域が定められていない土地の区域（市街化調整区域を除く。）内において、その良好な環境の形成等を行うために、周辺の公共施設に大きな負荷を発生させるものや、騒音、振動、煤煙等の発生により周辺の良好な居住環境に支障を生じさせる、あるいは良好な居住環境にそぐわないおそれのある建築物などの建築を制限する地域。

特別用途地区

用途地域内の一定の地区における当該地区の特性にふさわしい土地利用の増進、環境の保護等の特別の目的の実現を図るため当該用途地域の指定を補完して定める地区。

都市基幹公園

主として1つの市町村の区域内に居住する者の休息、観賞、散歩、遊戯、運動等の利用に供することを目的とする都市公園。その機能から総合公園、運動公園に区分される。

都市機能誘導区域

医療・福祉・商業等の都市機能を都市の中心拠点や生活拠点に誘導し集約することにより、これらの各種サービスの効率的な提供を図る区域。

都市居住型誘導居住面積水準

「誘導居住面積水準」のうち、都市の中心及びその周辺における共同住宅居住を想定した場合の面積水準。

都市計画基礎調査

都市における人口、産業、土地利用、交通などの現況及び将来の見通しを定期的に把握し、客観的・定量的なデータに基づいた都市計画の運用を行うための基礎となる調査。

都市計画提案制度

地域住民等と行政が一体となったまちづくりを進めるため、地域の住民やNPOなどが都市計画を提案することができる制度。

都市再生緊急整備地域・

特定都市再生緊急整備地域

都市再生緊急整備地域は、都市の再生の拠点として、都市開発事業等を通じて緊急かつ重点的に市街地の整備を推進すべき地域。

特定都市再生緊急整備地域は、都市再生緊急整備地域のうち、都市開発事業等の円滑かつ迅速な施行を通じて緊急かつ重点的に市街地の整備を推進することが、都市の国際競争力の強化を図る上で、特に有効な地域として政令で定める地域。

都市再生特別地区

都市再生緊急整備地域のうち、都市の再生に貢献し、土地の合理的かつ健全な高度利用を図る特別の用途、容積、高さ、配列等の建築物の建築を誘導する必要があると認められる区域で、都市計画で定められた地区。

都市のスポンジ化

人口減少等の急速な進行に伴い、空家・空地が時間的・空間的にランダムに発生する現象。

都市の低炭素化

都市機能の集約化とこれと連携した公共交通機関の利用促進、建築物の省エネルギー性能等を向上、都市のみどりの積極的な保全・創出等により、二酸化炭素の排出量を削減していくための取組。

土砂災害警戒区域

土砂災害が発生した場合、住民の生命または身体に危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、警戒避難体制を特に整備すべき土地の区域のこと。

土砂災害特別警戒区域

土砂災害警戒区域のうち土砂災害が発生した場合、建築物に損壊が生じ住民の生命または身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、一定の開発行為の制限や居室を有する建築物の構造が規制される土地の区域のこと。

土地区画整理事業

土地区画整理法に基づく事業であり、土地所有者から土地の一部を提供してもらい、それを道路や公園等の新たな公共用地として活用し、整然とした市街地を整備することによって居住環境を向上させ、一方で宅地を整形化して利用促進を図る事業。

【は行】

パークレット

歩道に隣接する車道をパブリックな場所としてベンチや植栽、駐輪場、アートなどに活用するもの。

ハンブ

自動車を減速させて歩行者・自転車の安全な通行を確保するため、道路の路面に設けられた凸状の部分。

ヒートアイランド現象

都市の中心部の気温が郊外に比べて島状に高くなる現象。

非線引き都市計画区域

都市計画区域のうち、区域区分が定められていないもの。

風致地区

良好な自然的景観を形成している区域のうち、土地利用計画上、都市環境の保全を図るため風致の維持が必要な区域。

附置義務駐車場条例

駐車場整備計画に基づいて、都市計画駐車場等の整備、建築物の新築等に際して駐車場の附置を義務付ける条例。

防火地域・準防火地域

防火地域は、市街地における火災の危険を防ぐために定められ、建築基準法と連動して建築物の防火上の構造制限が行われる。主として商業地域等の高密度の土地利用が行われる市街地に指定される。

準防火地域は、市街地における火災の危険を防ぐために定められ、建築基準法と連動して建築物の防火上の構造制限が行われる。準防火地域は、防火地域に準ずる地域について指定される。

【ま行】

まちづくり協定

良好な住環境やそれぞれの地区の特性にあった景観・街なみの形成などを目的として、その地区のみなさんが自主的に定めたまちづくりのためのルールのこと。

協定では、建築物の用途、位置（道路境界からの壁面の後退）、建築物の色彩や形態等の意匠をはじめ、看板や緑化などに係るルールを定め、各地区のまちづくり推進協議会を中心とした地元住民により、自主的なまちづくりが進められる。

ミクストユース

昼間のエネルギー負荷が大きい商業・業務施設、夜間のエネルギー負荷が大きい住宅、宿泊施設等、時刻別のエネルギー負荷パターンが異なる建築

物がまとまって立地するような複合的な土地利用。

未利用エネルギー

変電所・送電線の排熱，ごみ焼却排熱，工場排熱といった都市内部における生活・業務・生産活動の結果として生じ，そのままか，あるいは殆ど有効に回収されることなく環境中に放出されているエネルギーの総称。

モータリゼーション

交通の自動車化，大衆の生活の中に自動車が広く普及すること。

【や行】

夢街道ルネサンス

歴史や文化を今に伝える中国地方の街道を「夢街道ルネサンス認定地区」として認定。中国地方の豊かな歴史・文化・自然を生かし，地域が主体となって個性ある地域づくりや連携・交流を進め，地域の活性化を図る取組。国土交通省中国地方整備局などで行う夢街道ルネサンス推進会議が、「夢街道ルネサンス認定地区」として認定。

用途白地地域

都市計画区域および準都市計画区域内で，用途地域の定められていない地域（市街化調整区域を除く）。

用途地域

都市計画区域及び準都市計画区域内で，都市計画法に基づき，建築物の用途，容積率，建蔽率及び各種の高さについて制限を行う地域。

【ら行】

ラブリバー・マイロード

住民団体・学校・企業などが，ボランティアで道路あるいは河川の美化・清掃に取り組み，行政が活動を支援する仕組み。

立地適正化計画

急激な人口減少や高齢化等の今後のまちづくりの課題に対応するため，住宅，医療・福祉，商業，公共交通等のさまざまな都市機能の立地の適正化に向けた方針を示す計画。

リノベーション

遊休不動産の再生，すなわち遊休化した建築物を改修し，利活用すること。

歴史的風致

地域におけるその固有の歴史及び伝統を反映した人々の活動とその活動が行われる歴史上価値の高い建造物及びその周辺の市街地とが一体となって形成してきた良好な市街地の環境。

歴史まちづくり法

地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律。

連携中枢都市圏

地方圏において，昼夜間人口比率おおむね1以上の指定都市・中核市と，社会的，経済的に一体性を有する近隣市町村とで形成する都市圏。